

山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業

要求水準書

令和元年 12 月

(令和 2 年 3 月修正版)

山 形 県

目 次

第1 総則	1
1 本事業の目的	1
(1) 本事業の背景	1
(2) 本事業の目的	1
(3) P F I 手法の導入により本県が事業者に対して特に期待すること	1
2 本事業の概要	3
(1) 事業の対象となる施設	3
(2) 事業方式	3
(3) 事業の対象範囲	4
(4) 事業者の収入	5
(5) 光熱水費の負担	5
(6) 事業スケジュール（予定）	5
3 用語の定義	6
4 遵守すべき法制度等	6
5 諸条件	8
(1) 立地条件	8
(2) 敷地条件	9
(3) 学科構成及び定員の予定	10
(4) 計画施設の概要	10
(5) 既存施設の概要	12
第2 設計業務	14
1 設計業務における基本的な考え方	14
(1) 意匠計画の考え方	14
(2) 環境への配慮	20
(3) 構造計画の考え方	20
(4) 設備計画の考え方	21
(5) 防災安全計画の考え方	25
2 設計業務対象施設に係る要件	26
(1) 新校舎	26
(2) 新体育館	39
(3) 新グラウンド	41
(4) 弓道場	42

(5) 合宿所	43
(6) 外構等	43
(7) サイン計画	45
3 設計業務実施に係る要求内容	46
(1) 業務の対象範囲	46
(2) 業務期間	46
(3) 設計体制と主任技術者の配置・進捗管理	47
(4) 設計計画書及び設計業務完了届の提出	47
(5) 各種申請業務	47
(6) 基本設計及び実施設計に係る書類の提出	47
(7) 設計業務に係る留意事項	48
(8) 設計変更について	48
第3 建設・工事監理業務	49
1 業務の対象範囲	49
2 業務期間	49
(1) 業務期間	49
(2) 業務期間の変更	50
3 業務の内容	50
(1) 基本的な考え方	50
(2) 工事計画策定に当たり留意すべき項目	50
(3) 着工前業務	51
(4) 建設期間中業務	52
(5) 完成時業務	57
第4 維持管理業務	59
1 維持管理業務総則	59
(1) 業務の対象範囲	59
(2) 業務期間	59
(3) 維持管理業務仕様書	59
(4) 維持管理業務計画書	60
(5) 業務報告書	60
(6) 各種提案	60
(7) 業務実施上の留意点	61
2 建築物保守管理業務	62
(1) 定期保守点検業務	62
(2) 不具合等への対応	63

3 建築設備保守管理業務	63
(1) 定期保守点検業務	63
(2) 不具合等への対応	64
4 外構等維持管理業務	64
(1) 定期保守点検業務	64
(2) 植栽管理業務	65
(3) 不具合等への対応	65
5 環境衛生・清掃業務	65
(1) 環境衛生業務	65
(2) 定期清掃業務	66
6 保安警備業務	66
(1) 防犯・警備業務	66
(2) 防火・防災業務	67
7 修繕業務	67
(1) 長期修繕（保全）計画の作成	67
(2) 修繕業務	67
(3) 修繕業務費の計上方法及び支払い方法等	68

添付資料

- 資料 1 用語の定義
- 資料 2 事業予定地位置図
- 資料 3 事業予定地測量図（抜粋）
- 資料 4 事業予定地周辺道路現況図
- 資料 5 事業予定地地盤調査資料（抜粋）
- 資料 6 事業予定地設備インフラ現況図
- 資料 7 必要諸室及び仕様リスト
- 資料 8 什器・備品リスト（参考仕様）
- 資料 9 移設対象什器・備品リスト
- 資料 10 本県が移設を行う什器・備品リスト
- 資料 11 既存施設概要（学校施設台帳抜粋）
- 資料 12 解体工事の留意事項
- 資料 13 既存校舎等のアスベスト含有調査結果
- 資料 14 改修工事の留意事項
- 資料 15 主な維持管理業務項目詳細一覧
- 資料 16 寒河江工業高等学校教育計画
- 資料 17 令和元年度寒河江工業高等学校年間行事予定
- 資料 18 令和元年度寒河江工業高等学校教育課程表

資料 19 寒河江工業高等学校日課表

閲覧資料

- 閲覧資料 1 既存施設図面（既存校舎、既存体育館、弓道場、合宿所等）
(P D F データは C D を貸与)
- 閲覧資料 2 事業予定地測量図（C A D データは C D を貸与）
- 閲覧資料 3 事業予定地地盤調査資料
- 閲覧資料 4 土壌汚染状況調査計画書
- 閲覧資料 5 土壌汚染状況調査報告書
- 閲覧資料 6 令和元年度寒河江工業高等学校学校要覧
- 閲覧資料 7 令和元年度寒河江工業高等学校シラバス（普通科目、専門科目）
- 閲覧資料 8 令和元年度寒河江工業高等学校時間割
- 閲覧資料 9 新教育情報ネットワークに係る基本設計書

第1 総則

山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業要求水準書(以下「要求水準書」という。)は、山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業(以下「本事業」という。)の実施に当たり、山形県(以下「本県」という。)が、本事業を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)に要求する施設の設計、建設及び維持管理業務に関するサービス水準を示すもので、「設計業務要求水準」、「建設・工事監理業務要求水準」、「維持管理業務要求水準」から構成される。なお、PFI事業の持つ特性である事業者の創意工夫、アイデア、ノウハウ、技術力、資金調達能力等を最大限に活用するため、各要求水準については、基本的な考え方のみを示すにとどめ、本事業の目的を達成する具体的な方法、手段等は、事業者の発想に委ねることとする。

1 本事業の目的

(1) 本事業の背景

山形県立寒河江工業高等学校(以下「本校」という。)は、昭和30年代後半から昭和40年代前半に建築された建築物が多く、老朽化が進行している。また、一部の建築物については、耐震改修が構造的に困難な状況にある。

このため、本校の施設について、全面的な改築整備を行う必要がある。

(2) 本事業の目的

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)の規定に基づき、現有敷地における本校の施設の改築整備を、事業者の創意工夫、ノウハウ等を活用して効率的かつ効果的に実施することを目的とする。

なお、令和6年度に、新校舎及び新体育館等の供用を開始し、令和7年度中に、既存校舎及び既存体育館等の解体並びにグラウンドを含む外構整備を完了することを目指すものとする。

(3) PFI手法の導入により本県が事業者に対して特に期待すること

① 工業教育の場にふさわしい最新技術や変化に対応し得る施設環境の整備

本校は、社会の変化や産業の動向を見極め、的確に対応しながら、最新技術の習得を図り、将来にわたって主体的かつ対話的な深い学びを推進することで、地域産業をリードするスペシャリストを育成することを目標に掲げている。特に今後の教育においては、生徒自身が主体的にテーマを設定し、協力して学習に取り組む「課題研究」の授業を充実させていくことや、実習等を通じ、職人の熟練した技術を効率的かつ効果的に伝承していくことが重要である。

また、本校は、創設時は機械科及び電気科の2学科であったが、地域産業の

変化等に対応するため、学科改編を行ってきた経緯を持ち、今後も地域産業からの要請に対応できる工業技術者の育成に取り組んでいく必要がある。

本県は、PFI手法の導入により、ICT等の最新技術を取り入れながら、本校の目指すべき教育を効率的かつ効果的に実現し、探究的な学びに資すること、また、これから技術や工業教育の変化に柔軟に対応することができる施設及び設備が整備されることを期待する。

② 地域と密着した「ものづくり教育」を推進するための施設環境の整備

本校は、寒河江中央工業団地に隣接する立地条件を活用し、地元企業との連携、交流等を通して、地域と密着した「ものづくり教育」を推進している。

本県は、PFI手法の導入により、学校の安全性に配慮しつつ、一層の地域連携を推進する施設が整備されることを期待する。

③ 周辺環境に調和し、地域のシンボルとなる「人にやさしい学校」の整備

本校には、昭和30年代後半から昭和40年代前半に建築された建築物が多く、長い年月の中で地域の景観と一体となり、地域のシンボルとして存在し続けてきた。

本県は、PFI手法の導入により、ユニバーサルデザインや安全安心への配慮、県産木材による内装木質化等により、利用者に安心感を与えられる施設、また、「学び舎」として良好な景観形成に貢献し、地域から親しまれ、愛される施設が整備されることを期待する。

なお、本県では、木材の利用促進について平成23年3月に「やまがたの公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針」（平成30年3月に一部改正）を策定し、公共建築物における木材の利用を推進しているところである。

④ 再生可能エネルギーの活用

本県は平成24年3月に「山形県エネルギー戦略」を策定し、再生可能エネルギーの活用やその導入拡大を通じた県内産業の振興を図っている。

本県は、PFI手法の導入により、事業者のノウハウを活用して、事業期間全体にわたる省エネルギーや効率的な管理及び運営に配慮しながら、再生可能エネルギーを導入した施設及び設備が整備されることを期待する。

⑤ ライフサイクルコストの縮減

本県では、平成26年12月に「山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針」（平成29年12月に一部改正）を策定し、県有財産の長寿命化と維持管理コストの低減に取り組んでおり、平成27年10月には、これ

に基づいて「山形県県有建物長寿命化指針」を策定し、県有財産の管理のあり方を予防保全型の取組みへと転換し、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造の新築施設については 100 年使用することを目標としているところである。

また、本校の位置する寒河江市は内陸性の気候であるため、夏季には暑く、冬季には寒いという特徴があり、一日を通しての寒暖差も大きいほか、積雪が多い地域であることから、光熱水費の縮減には特に配慮が必要である。

本県は、PFI 手法の導入により、維持管理のしやすさ、光熱水費等のランニングコスト低減に配慮した施設整備や、効率的かつ計画的な維持管理及び修繕が実施されることで、県有財産の管理に係るモデルとなる施設が実現することを期待する。

併せて、設計及び建設・工事監理業務についても、事業者のノウハウを活用して効率的に実施されることで、トータルコストの縮減を期待する。

⑥ 本校の教育との連携及び教育への貢献

本校で学ぶ生徒にとって、本事業は、設計図の作成、金属加工、電気工事等の技術の活用の現場を身近に体験できる貴重な機会でもある。

本県は、PFI 手法の導入により、本事業の本校の教育との連携及び教育への貢献について、提案がなされることを期待している。

2 本事業の概要

(1) 事業の対象となる施設

本事業で対象とする施設は、山形県立寒河江工業高等学校の施設（以下「本施設」という。）とし、次の内容で構成する。

- ・ 新校舎
- ・ 新体育館
- ・ 新グラウンド（防球ネット等の附帯設備を含む。）
- ・ 弓道場（改修）
- ・ 合宿所（改修）
- ・ 外構（駐車場、駐輪場、植栽、フェンス等。なお、外構整備には、既存テニスコートの解体及び整地を含む。）

また、本事業では、本施設の整備に加え、既存校舎、既存体育館等の解体（アスベスト対策を含む。）を行うものとする。

(2) 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき、本施設の管理者である本県が事

業者と締結する本事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が、本施設の設計及び建設・工事監理業務を行い、本県に所有権を移転した後、事業契約に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理業務を行う方式（BTO：Build Transfer Operate）により実施する。

(3) 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、次のとおりとする。

① 設計業務

設計業務で想定される事業範囲は、次のとおりとする。

- ア 事前調査業務（必要に応じて現況測量、地盤調査等）
- イ 本施設の設計業務（基本設計及び実施設計）
- ウ 近隣対応業務
- エ 電波障害調査業務
- オ 各種申請等の業務
- カ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

② 建設・工事監理業務

建設・工事監理業務で想定される事業範囲は、次のとおりとする。

- ア 本施設の建設業務
- イ 一般什器・備品（以下「一般備品」という。）の調達・設置業務
- ウ 産業教育振興に係る什器・備品（以下「産振備品」という。）の調達・設置業務
- エ 本施設の工事監理業務
- オ 既存校舎等の解体・撤去業務（アスベスト対策を含む。）
- カ 施設利用者への安全対策業務
- キ 近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む。）
- ク 電波障害対策業務
- ケ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

③ 維持管理業務

維持管理業務で想定される事業範囲は、次のとおりとする。

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 外構等維持管理業務
- エ 環境衛生・清掃業務
- オ 保安警備業務

カ 修繕業務（※）

キ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※ 建築物、建築設備に係る大規模修繕は、本県が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建築物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁常設部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。）。

（4）事業者の収入

本県は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を、本施設の引き渡し後、事業期間終了時までの間、一時に又は定期的に支払う。サービスの対価は、設計及び建設・工事監理業務の対価並びに、維持管理業務の対価からなる。

（5）光熱水費の負担

維持管理業務の実施に係る光熱水費は、本県が負担する。

（6）事業スケジュール（予定）

本事業の事業スケジュール（予定）を次に示す。

表1 事業スケジュール（予定）

事業契約締結	令和2年10月
事業期間	事業契約締結日～令和21年3月末日
設計・第1期建設工事 (新校舎、新体育館等の整備)	事業契約締結～令和6年2月末日
引渡し日（新校舎、新体育館等）	令和6年2月末日
供用開始日（新校舎、新体育館等）	令和6年4月1日
第2期建設工事 (既存校舎、既存体育館等の解体・撤去) (新グラウンド等の整備)	令和6年9月1日～令和7年9月末日
引渡し日（新グラウンド等）	令和7年9月末日
供用開始日（新グラウンド等）	令和7年10月1日
維持管理期間	引渡し日（新校舎、新体育館等） ～令和21年3月末日

※ 本県は、令和6年2月末日に新校舎、新体育館等の引渡しを受けた後、令和6年3月中に、既存校舎等からの引越し及び供用開始準備を行う予定である。

- ※ 本県は、既存校舎等からの引越しの終了後、事業者による第2期建設工事の開始までの間（令和6年4月～8月頃）に、既存校舎、既存体育館等の解体・撤去に当たり、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第1項に基づく敷地（既存校舎、既存体育館等部分）の土壤汚染状況調査を実施する予定である。
- ※ 第1期建設工事には、新校舎、新体育館等の周囲の外構工事（駐車場、その他舗装、緑化、雨水側溝等）及び駐輪場整備を含む。
- ※ 弓道場の改修並びに既存テニスコートの解体及び整地については、第1期の建設工事期間中において、合宿所の改修については第2期の建設工事期間中において、それぞれ実施することを原則とする。ただし、合宿所の改修は、7月及び8月を避けて実施すること。

3 用語の定義

要求水準書中において使用する用語の定義は、本文中において特に明示されたものを除き、「資料1 用語の定義」において示すとおりとする。

4 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、PF1法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年総理府告示第11号。平成27年一部改正。以下「基本方針」という。）並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）のほか、次に掲げる関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱及び基準（最新版）についても、適宜参考すること。

なお、次に記載のない法令等についても、必要により適宜参考すること。

【法令、条例等】

- ① 建築基準法
- ② 都市計画法、景観法、屋外広告物法
- ③ 消防法
- ④ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリーニュ法）
- ⑤ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）
- ⑥ 学校教育法、学校保健安全法、学校図書館法
- ⑦ 文化財保護法
- ⑧ 水道法、下水道法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土

土壤汚染対策法

- ⑨ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、悪臭防止法
- ⑩ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）
- ⑪ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ⑫ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネルギー法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
- ⑬ 電気事業法
- ⑭ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ⑮ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ⑯ 警備業法、労働安全衛生法その他各種のビル管理関係法律
- ⑰ 建設業法その他各種の建築資格関係法律及び労働関係法律
- ⑱ 条例
 - ア 山形県建築基準条例
 - イ 山形県みんなにやさしいまちづくり条例
 - ウ 山形県情報公開条例
 - エ 山形県屋外広告物条例
 - オ 山形県個人情報保護条例
 - カ 山形県暴力団排除条例
- ⑲ その他関連法令、条例等

【要綱、基準等】

- ① 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ② 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ③ 建築構造設計基準及び参考資料
- ④ 建築設計基準及び同解説
- ⑤ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- ⑥ 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針
- ⑦ 建築工事安全施工技術指針
- ⑧ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ⑨ 建設副産物適正処理推進要綱
- ⑩ 高等学校設置基準、高等学校施設整備指針
- ⑪ 学校図書館施設基準
- ⑫ 学校環境衛生基準
- ⑬ 山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針、

山形県県有建物長寿命化指針

- ⑯ 山形県福祉のまちづくり整備マニュアル、山形県みんなにやさしいまちづくり推進指針
- ⑰ 第3次山形県環境計画、山形県エネルギー戦略
- ⑮ やまとたの公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針
- ⑯ 寒河江市開発指導要綱
- ⑰ 寒河江市環境基本計画
- ⑲ 寒河江市地球温暖化対策実行計画
- ⑳ その他関連要綱及び基準

5 諸条件

(1) 立地条件

本施設が立地する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。

① 事業予定地の概要、法規制等

- ・ 事業予定地 山形県寒河江市緑町 148 番地
- ・ 敷地面積 44,547.33 m²
- ・ 地域地区等 第一種住居地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）
- ・ 道路斜線 1:1.25/20m
- ・ 日影規制 5 時間（5m）、3 時間（10m）、H = 4 m

② 接続道路

- ・ 南側 市道西寒河江駅谷沢線（幅員約 20m）
- ・ 西側 市道工業高校西線（幅員約 16m）
- ・ 東側 私道（位置指定道路（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条 1 項 5 号））

③ 給水

- ・ 南側道路の給水本管より φ 100mm で取水すること。なお、給水本管への接続に係る工事も本事業の範囲内で実施すること。
- ・ 現在は、南側道路の給水本管から正門付近で φ 100mm 及び φ 50mm の 2 本で取水している。新グラウンド及び合宿所への給水については、これらを継続使用することも可能である。

④ 排水

- ・ 汚水排水 事業予定地内の既設汚水桿（2 箇所）に接続し、寒河江市

の下水道に排水すること。

- ・ 雨水排水 原則として、敷地内で浸透処理とすること。
- ※ 給水・排水の接続工事に当たっては、寒河江市上下水道課と協議を行うこと。

⑤ その他インフラ

- ・ 都市ガス 事業地周辺への供給なし。
- ・ 電力 南側道路又は西側道路の電線から引き込むこと。

⑥ 土壌等の状況

新校舎等の整備は、一定規模以上の土地の形質の変更に該当することから、新校舎等の整備前（令和元年度）に、本県が土壤汚染対策法第4条第2項の規定による敷地（既存グラウンド部分）の土壤汚染状況調査を実施している。

また、既存施設は、有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設）に該当することから、既存校舎等の解体・撤去前（令和6年度）に、本県が土壤汚染対策法第3条第1項の規定による敷地（既存校舎部分）の土壤汚染状況調査を実施する予定である。

⑦ その他

- ・ 事業予定地内には、既存グラウンドと既存テニスコートの間に、2.5m程度の段差がある。
- ・ 事業予定地北側には、寒河江市で管理する公園があり、事業予定地と北側道路とは接続していない。
- ・ 事業予定地南側には、寒河江市で管理する道路側溝がある。
- ・ 事業予定地南側（学校敷地内）には、東北電力株式会社の電柱及び支線並びに寒河江市の消火栓がある。
- ・ 既存グラウンド中央には、既存校舎からの排水を接続していた埋設管がある（既存校舎からの排水管は、本県が事前に付け替えを行うが、グラウンド中央の埋設管は残置したままとなる。）。

(2) 敷地条件

事業予定地の敷地条件に関しては、次に示す資料を参照すること。

① 敷地の現況	「資料2 事業予定地位置図」、 「資料3 事業予定地測量図（抜粋）」 「閲覧資料2 事業予定地測量図」 「資料4 事業予定地周辺道路現況図」
② 敷地の地質及び地盤	「資料5 事業予定地地盤調査資料（抜粋）」 「閲覧資料3 事業予定地地盤調査資料」
③ 設備インフラの整備状況	「資料6 事業予定地設備インフラ現況図」

(3) 学科構成及び定員の予定

学科構成及び定員は、現況と同様とし、次のとおり想定している。

- ・ 設置学科 機械科、電子機械科及び情報技術科
- ・ 1学年当たりの定員 120名（1学科当たり40名）

(4) 計画施設の概要

本事業で計画している施設の概要は、次のとおりである。

表2 計画施設の概要

新校舎	<ul style="list-style-type: none"> ・延床面積 9,300 m²程度 ・3階建てを上限とする 				
新体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・延床面積 3,050 m²程度（ピロティ及び渡り廊下を含む。） ・アリーナ（バスケットボールコート2面）、ステージ、柔剣道場、トレーニング室、用具室等を設置 ・地域住民のスポーツ活動での利用及び災害発生時の避難所としての利用を想定 				
新グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> ・22,000 m²程度（防球ネットを設置） ・新グラウンドは、1周 200m以上トラック及び100m直走路を確保し、野球場（投球練習場を含む。）、サッカーコート、ハンドボールコート及びテニスコートを整備 ・既存テニスコートは解体及び整地を実施 				
外構	<table border="1"> <tr> <td>駐車場</td> <td>・職員及び来訪者用の必要台数として100台分を確保</td> </tr> <tr> <td>駐輪場</td> <td>・400 m²程度（360台分を確保）</td> </tr> </table>	駐車場	・職員及び来訪者用の必要台数として100台分を確保	駐輪場	・400 m ² 程度（360台分を確保）
駐車場	・職員及び来訪者用の必要台数として100台分を確保				
駐輪場	・400 m ² 程度（360台分を確保）				

※ プールは、本事業においては整備しない。

※ 弓道場及び合宿所は、本事業において既存施設を改修し、継続利用する。

表3 新校舎及び新体育館の諸室概要

	ゾーン	諸室等
新校舎	普通教室ゾーン	普通教室（9室）、多目的室（3室）
	特別教室ゾーン	物理実験室、化学実験室、理科準備室、音楽室、音楽準備室、美術室、美術準備室、食物実習室、食物準備室、被服実習室、被服準備室、図書室、大視聴覚室、視聴覚準備室、ものづくり工房
	管理諸室ゾーン	校長室、職員室、教材研究室、印刷室、事務室、技能員室、保健室、カウンセリング室、会議室、小会議室、書庫、倉庫（3室）、職員更衣室（2室）、休養室（2室）
	その他学習関係諸室、共用部分	進路指導室、生徒閲覧室、面談室、生徒会室、女子生徒更衣室、放送室、昇降口・玄関、トイレ、廊下・階段等、自動販売機設置スペース、廃棄物保管室
産振教室ゾーン	機械科 ★電子機械科も使用	計測材料試験室、溶接実習室兼準備室★、NC旋盤実習室、MC実習室兼準備室、金属加工実習室兼準備室★、手仕上室（仕上・組立実習室）、工具室、鋳造・鍛造実習室、内燃機関車両実習室兼準備室、工業基礎実習室（機械科）（2室）、教材管理室（機械科）、製図室、塑性加工・切断実習室★、コンプレッサー室
	電子機械科 ★機械科も使用 ●情報技術科も使用	電気工作室●、製作実習室、工業基礎実習室（電子機械科）、教材管理室（電子機械科）、実習資材室、メカトロ実習室★、制御実習室、電子回路実習室、ロボット実習室
	情報技術科 ※1室は全学科で使用	I C T室（2室）※、プログラミング実習室、回路設計実習室、電子制御実習室、教材管理室（情報技術科）、サーバー管理室、工業基礎実習室（情報技術科）、工作実習室、ネットワーク実習室
新体育館		アリーナ、ステージ、アリーナ用具室（3室）、放送室、体育教官室、ピロティ、柔道場・剣道場、倉庫（柔道場・剣道場用）、トレーニング室（ミーティング室）、内用具室、外用具室、外倉庫、玄関・ホール、廊下・階段等、内トイレ、外トイレ

(5) 既存施設の概要

既存施設の概要は、次のとおりである。また、既存建築物の配置については、「資料3 事業予定地測量図（抜粋）」を参照すること。

表4 既存施設の面積

項目	面積
延床面積	12,496 m ²
(内訳) 既存校舎	10,125 m ²
既存体育館	1,190 m ²
既存柔剣道場	396 m ²
その他	785 m ²
既存グラウンド面積（テニスコートを含む。）	18,280 m ²

表5 既存建築物の概要

建築区分	棟名称	構造	階数	建築年度	面積(m ²) ※	備考
校舎	管理普通教室棟	S (WCのみW造)	2	S39～S57	1,651	解体
	普通教室棟	S	2	S38～S39	994	解体
	図書館	S	1	S40	189	解体
	特別教室棟	S (WCのみRC造)	2	S40～H7	1,289	解体
	情報技術科実習室棟	S	2	S39～H4	1,508	解体
	機械科実習室棟	S	2	S38～S46	1,510	解体
	情報総合実習室	RC (渡り廊下のみ S造)	2	S51	839	解体
	土木科実習室	RC (渡り廊下のみ S造)	1	S52	735	解体
	実習室	RC	2	S57	918	解体
	家庭科実習室棟	RC	2	H5	492	解体
体育館	体育館	S	2	S41	1,190	解体
柔剣道場	柔剣道場	S	1	S46	396	解体
その他	弓道場	W	1	S 62	106	改修
	合宿所	W	2	S 62	155	改修
	受電室	S	1	S 39	50	解体
	燃料倉庫配炭室	S	1	S 38～S 46	91	解体
	渡り廊下	S	1	S 41	33	解体
	機械科油庫	S	1	S 45	15	解体
	部室	RC	1	S 47	135	解体
	機械科倉庫	S	1	S 47	20	解体
	車庫①②	S	1	S 48	58	解体
	体育用具庫	S	1	S 49	16	解体
	プール付属室	W	1	S 50	63	解体
	屋外消火栓用ポンプ庫	W	1	S 50～S 52	8	解体
	危険物屋内貯蔵庫	S	1	H2	10	解体
	物置	S	1	H4	20	解体
	金属屑貯蔵庫	S	1	H15	5	解体

※ 渡り廊下の面積を含む。

第2 設計業務

1 設計業務における基本的な考え方

(1) 意匠計画の考え方

① 全体配置・動線

全体配置は、敷地全体のバランスや維持管理の方法及びセキュリティ対策を考慮し、次の項目に留意して、均衡のとれた死角の少ない計画とすること。

なお、新校舎等の整備期間中は既存校舎での教育活動を継続し、仮設校舎は設置しないこととする。

- (a) 新校舎及び新体育館は、既存グラウンド部分に配置し、新グラウンドは、既存校舎及び既存体育館等を解体・撤去した上で、当該部分に配置すること。
- (b) 敷地への主要な出入り口（正門）は南側市道とすること（工事期間中の来校車両や工事車両を含む。）。西側市道には通用門を設置すること。なお、東側私道については工事及び計画とも使用しないこと。
- (c) 諸室の利用・管理区分や防犯性の確保に配慮しつつ、施設の効率化及びコンパクト化を図ること。
- (d) 施設の維持管理及び運営を視野に入れた施設配置とすること。また、効率的なメンテナンス、ランニングコストの抑制及び管理・運営のしやすさに配慮した計画とすること。特に、職員でも屋根等の高所への安全な移動が可能な計画、1階諸室への搬出入に配慮した車両動線等の確保に留意すること。
- (e) 生徒の登下校時の動線、地域住民等が利用する区域へのアクセス、車両動線等に配慮した上で、歩車分離を明確にし、安全性を確保した配置とすること。
- (f) 屋根からの落雪に対する安全性や落雪の諸室開口部に対する影響への配慮、除排雪動線や除排雪による雪の堆雪スペースの確保、冬季間の保護者による生徒の送迎時の利便性及び安全性の確保等、冬季の学校運営にも十分配慮した計画とすること。
- (g) グラウンドの日照確保に最大限配慮した施設配置とすること。
- (h) 本事業において整備される施設により、近隣への電波障害を発生させない規模及び配置とすることが望ましいが、電波障害等が発生した場合、適切な処置を行うこと。
- (i) 北側及び東側の住宅環境に十分配慮した計画とすること。
- (j) 建築物の高さは3階建てを上限とすること。

- (k) 新校舎と新体育館は別棟、合築のいずれも可とするが、雨天時や積雪時でも生徒が新校舎と新体育館との間を円滑に行き来できるよう計画すること。
- (l) 新校舎、新体育館とも各フロアまでのバリアフリー動線を確保すること。なお、エレベータについては、新校舎と新体育館で兼用できるよう計画することも可とするが、新体育館の地域開放時に、利用者が新校舎へ立ち入る範囲を最小限に留めるよう配慮すること。具体的には、地域開放を想定した動線管理（リングシャッター等による管理区分の徹底等）に配慮すること。また、非地域開放部分への立入可能範囲を最小限に留める諸室配置及び動線計画とすること。
- (m) 将来の生徒数の変動、教育内容や教育方法等の変化に伴う什器・備品の変更、学科改編等に対応できる柔軟性のある建築物の構造とする等、施設整備費及び長期にわたる維持管理費を含むライフサイクルコストの低減に向けた各種の工夫を盛り込むこと。

② ゾーニング・諸室配置

本施設の諸室は、規模及び利用形態を勘案して、教育活動を効率的かつ効果的に行うことができ、かつ、緊急時の避難がスムーズに行えるよう、適切に配置及び動線を計画すること。なお、屋内施設は全て上履き利用とする。

ア 新校舎

諸室配置は、機能ごとのまとまりに配慮するとともに、実習による騒音、振動及び排気に十分配慮して計画すること。また、学習環境の向上を図るために、採光、通風、遮音等に配慮すること。

(ア) 普通教室ゾーン

- (a) 普通教室、多目的室、生徒用トイレ等で構成する。
- (b) 普通教室ゾーンは、時間における移動等の動線を十分に考慮した諸室配置とすること。
- (c) 学科を越えた生徒及び教職員の交流に配慮した計画とすること。

(イ) 特別教室ゾーン

- (a) 全科共通で利用する特別教室で構成する。
- (b) 普通教室ゾーンからのスムーズな動線に配慮した計画とすること。

- (c) 諸室間の連携や教職員の作業効率の向上に配慮した諸室配置とすること。
- (d) 学科を越えた生徒及び教職員の交流に配慮した計画とすること。

(ウ) 管理諸室ゾーン

- (a) 教職員や事務職員が執務を行う管理諸室で構成する。なお、現在（令和元年度）の職員数は 55 人（男性 41 人、女性 14 人）である。
- (b) 良好な執務条件の確保や作業効率の向上を目指し、コンパクトな動線計画とすること。
- (c) 学校施設の円滑な管理、来訪者への対応、安全の確保等にも配慮し、適切な位置関係とすること。

(エ) 産振教室ゾーン

- (a) 学科ごと（機械科、電子機械科及び情報技術科）に使用する実習室等で構成する。
- (b) 学科ごとにまとまりのある諸室配置とすること。他の学科と共有する諸室については、双方の学科から使いやすい配置となるよう留意すること。
- (c) 各実習室の使い方や設置される産振備品を十分理解し、床仕上げの選定、産振備品の耐震固定、防振対策、防音対策、排熱対策、作業に支障のない照明計画等を適切に行うこと。

イ 新体育館

- (a) アリーナ、柔剣道場等の屋内運動施設及び雨天又は積雪時でも利用できるピロティで構成する。
- (b) 各運動スペースへのスムーズな器具搬出入に配慮するとともに、限られた面積のなかで最大限運動スペースが確保できるよう、コンパクトな動線計画とすること。
- (c) グラウンドと組み合わせての利用に配慮した配置とすること。
- (d) 体育館には玄関を設け、生徒や教職員がグラウンドから体育館に直接移動できるようにすること。なお、本校では土曜日、日曜日及び休日に、生徒、教職員及び地域住民が体育館を利用する場合には、原則として体育館の玄関を利用し、可能な限り校舎内への出入りをしないように運用することを想定している。

ウ 新グラウンド

- (a) 陸上競技、野球、サッカー、ハンドボール、テニス等のための屋外運動施設で構成する。
- (b) 各種競技スペースの配置を工夫し、可能な限り複数の部活動が同時に利用できるように計画すること。
- (c) 敷地内の高低差を考慮し、極力造成が少ない計画とすること。
- (d) 緊急車両や大型車両の出入りに配慮した計画とすること。
- (e) 教職員による生徒の安全管理、生徒のグラウンドから教室への移動等の動線に配慮し計画すること。

エ 駐車場・駐輪場

- (a) 職員及び来訪者のための駐車場として 100 台分を整備し、校舎、体育館及びグラウンドまでのスムーズな動線を確保するよう計画すること。なお、駐車場は第 1 期建設工事にて整備するものとするが、第 2 期建設工事において、西側道路からの通用門付近にも駐車場（100 台分のうち、10 台分程度）を配置すること。
- (b) 主に生徒のための駐輪場として 360 台分を整備し、昇降口までのスムーズな動線を確保するよう計画すること。
- (c) 自動車及び自転車と歩行者の交錯による事故の防止に配慮した計画とすること。
- (d) 外灯を適切に設置すること。
- (e) 周辺地域に対し、騒音、夜間照明等による影響を抑えることができるよう配慮した配置とすること。

③ 施設規模、必要諸室及び什器・備品

ア 施設規模及び必要諸室

本事業に必要な諸室は、「資料 7 必要諸室及び仕様リスト」のとおりとし、全体の延床面積 (12,350 m²) については上限値、校舎と体育館の面積（校舎 9,300 m²程度、体育館 3,050 m²程度）については目安、諸室面積（「資料 7 必要諸室及び仕様リスト」に記載の 1 室面積及び総面積）については最低基準とする。

なお、効率的な動線計画等、事業者の創意工夫により、廊下に簡単な打ち合わせや、生徒同士や教職員とのコミュニケーションができる場を設ける等、ゆとりある共用部分を確保した提案を期待する。

イ 什器・備品

什器・備品は、「資料8 什器・備品リスト（参考仕様）」に基づき、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成12年法律第100号）に基づいて調達及び配置を行うこと。なお、設置に際して工事を伴う什器・備品で、かつ施設と一体化するものは、原則として、建築工事に含めるものとする。

また、「資料9 移設対象什器・備品リスト」に記載の什器・備品については、事業者が移設及び配置を行うこと。

なお、本県は、事業者が調達又は移設する「資料8 什器・備品リスト（参考仕様）」又は「資料9 移設対象什器・備品リスト」に記載の什器・備品に加え、「資料10 本県が移設を行う什器・備品リスト」に示す什器・備品を、本事業とは別途、移設及び配置を行うことを予定している。事業者は、これらの什器・備品が適切に配置できるよう考慮し、諸室及び什器・備品の配置等を計画すること。

④ 仕上げ計画

ア 共通

仕上げ計画は、周辺環境との調和を図るとともに、維持管理についても考慮し、清掃及び管理が実施しやすい施設となるよう配慮すること。特に外装は、使用材料や断熱方法等を十分検討し、長期間使用可能で、耐久性のある仕上げとすること。

また、使用材料は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による「学校環境衛生基準」（平成21年文部科学省告示第60号）に基づいて、健康等に十分配慮し、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに、建設時における環境汚染防止に配慮すること。仕上げ方法等の選定に当たっては、原則として「建築設計基準及び同解説」（国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成18年）に記載されている項目の範囲と同等以上とすること。

イ 外部仕上げ

建築物外部の仕上げは、次の点に留意すること。

- (a) 漏水を防ぐため、屋根及び外壁面について十分な防水措置を講じること。特に、排水しにくい平屋根部分、設備配管等と周囲とのジョイント部分、各種シール部分等は、漏水を防止する措置を講じること。
- (b) 積雪、大雨や台風等による風水害に耐え得る構造とし、これらに

よる屋根部の変形に伴う漏水に十分注意すること。

- (c) 鳥類、鼠族及び昆虫の侵入並びにそれらの住み着きを防ぐ構造であること。

ウ 内部仕上げ

建築物内部の仕上げ（天井、床、内壁、扉、窓等）は、次の点に留意すること。

- (a) 木質系材料の特質である「温かみ、柔らかさ、ぬくもり、癒し効果」等を活かし、潤いと安らぎのある空間として、木材や布等の材料を多く採用するよう配慮すること。
- (b) 壁の仕上げ材は、各種実習内容を考慮し適切に選定すること（耐水性、耐薬品性、耐熱性、耐摩耗性、防汚性等）。なお、消火器等については壁面に埋込むことを基本とし、突起物がないよう計画すること。
- (c) 移動間仕切り壁は、収納が容易（収納時は壁面に納める等、目立たぬよう工夫すること。）で、たわみや緩み等の変形が生じにくく、かつ、防音性に優れたものとすること。

⑤ 外構計画

- (a) グラウンドや校舎のメンテナンス、実習材料の搬出入等、駐車場以外の車両動線にも留意した舗装とすること。
- (b) 現グラウンドの外周部分の桜については、本事業実施に当たり支障とならない範囲で、保全することが望ましい。
- (c) 既存校舎の中庭等の樹木は全て伐採及び伐根すること。また、敷地外周で伐根されずに存置されている樹木についても、原則伐根すること。
- (d) 新規に計画する植栽は極力高木を避け、管理しやすい樹種を選定すること。
- (e) 雨水は原則、敷地内浸透とすること。
- (f) 敷地南側の水路は寒河江市管理であり、そのメンテナンススペース確保のため、防球ネット等を設置する場合は水路から1m程度離隔をとって設置すること。
- (g) 敷地北側の緑道から敷地内に越境している樹木については、計画に支障がある場合、本県において寒河江市と調整を行う。

⑥ ユニバーサルデザイン

本施設の利用者が施設（外構及びその他の敷地への全ての動線を含む。）を不自由なく安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮すること。

外構及び建築物内には、統一性があり、空間と調和したサイン計画を行うこと。また、サインは、ユニバーサルデザインの観点から、認知が容易であるものとすること。

(2) 環境への配慮

① 地域性・景観性

地域及び周辺環境との調和を図りつつ、地域から親しまれ、愛される景観を創ること。建築物は、自然採光や自然換気に配慮し、明るく開放感があり、「学び舎」として親しみのあるデザインとすること。周辺環境への対応としては、本施設が閑静な住宅地に近接していることを考慮し、視覚的な圧迫感等を和らげるよう配慮すること。

また、建設工事期間中も含めて、周辺への騒音や振動、臭気による影響を最大限抑制する計画とすること。

② 環境保全・環境負荷低減

本施設は、地球温暖化防止の観点から、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討するとともに、エネルギーの供給には、省エネルギー、環境保全及び経済性に配慮したシステムを採用すること。

(3) 構造計画の考え方

本施設の構造計画は、次の適用基準に基づいて計画し、建築基準法によるほか、日本建築学会諸基準、「2015年版建築物の構造関係技術基準解説書（2018年追補収録版）」（国土交通省住宅局建築指導課他編集）及び「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成25年）等に準拠すること。なお、これらの基準等の見直しが行われた場合には、変更後の基準に準拠すること。

① 施設の建築構造体の耐震安全性の分類

本施設の構造体耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成25年）のII類とする。

② 施設の建築非構造部材の耐震安全性の分類

本施設の非構造部材の耐震安全性能分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成25年）のA類とする。

③ 建築設備の耐震安全性の分類

本施設における設備の耐震対策は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成25年)の乙類とする。

(4) 設備計画の考え方

設備計画は、「建築設備計画基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、平成30年度版)及び「学校環境衛生基準」に準拠し、次の項目を考慮した上で、電気設備、空気調和・換気設備及び給排水衛生設備の計画を行うこと。

なお、「資料7 必要諸室及び仕様リスト」を標準案として事業者の創意工夫ある提案を期待する。

- (a) 更新時及びメンテナンス時の効率性等を考慮した計画とすること。
- (b) ガスを使用する部屋の近傍にプロパンガスボンベ置場を設置するなど、設備配管が極力短くなるよう工夫すること。
- (c) 周辺環境に配慮した計画とし、燃焼時に有害物質を発生しないエコマテリアル電線の採用を積極的に行うこと。
- (d) 自然採光を積極的に取り入れる等、照明負荷の削減について、十分分配慮した計画とすること。
- (e) 省エネルギー、省資源を考慮するとともに、ランニングコストを抑えた設備とすること。
- (f) 設備機器の更新、電気容量の増加等の可能性を踏まえ、受変電設備及び配電盤内に電灯及び動力の予備回線を計画すること。
- (g) 凍結防止対策及び積雪対策を適切に講じること。

① 電気設備

ア 照明設備、電灯設備及びコンセント設備

- (a) 照明器具、コンセント等の配管配線工事及び幹線工事を行うこと。非常用照明、誘導灯等は、関連法令に基づき設置すること。また、重要負荷のコンセントには避雷対策を講じること。
- (b) 体育館のステージ照明は、必要に応じた照度及び演色性を得ることができる照明設備とすること。
- (c) 照明器具は、容易に交換ができるよう配慮するとともに、入手困難な電球、電池等を使用しないこと。
- (d) 外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。

- (e) 原則、各室スイッチにより点滅を行う計画とし、点滅の細分化を行うなど省電力化を図ること。
- (f) 照明設備には、必要に応じて電球等の破損による破片の飛散を防止する保護装置を設けること。ただし、電球等の取替えや清掃が容易にできるよう工夫すること。

イ 情報通信設備

- (a) 情報通信のネットワーク対象施設（「資料7 必要諸室及び仕様リスト」参照）において、有線LAN用の配管配線及び情報コンセント（中継HUBを含む。）を設け、諸室によっては無線LAN（Wi-Fiルーターを含む。）が利用できるよう整備すること。
- (b) ネットワーク技術の進歩に対応した配線交換が容易な設備を設置すること。
- (c) 配線仕様は、提案時点の最新のもので計画すること。
- (d) 本県の情報ネットワークに接続可能な複数の情報回線を引き込む配管配線工事を行うこと（将来的なOA拡充にも対応可能なよう整備すること。）。
- (e) 一般の通信ネットワークへ接続可能な配管配線工事を行うこと。
- (f) 日程や生徒への連絡内容を掲示できるサイネージシステムを整備すること。サイネージシステムの制御は職員室で行い、職員室、進路指導室、昇降口、廊下、各科教材管理室及び体育教官室に設置するモニターに情報を表示するものとする。

ウ 誘導支援・インターホン設備

- (a) 来訪者玄関外部にインターホン等を設置すること。
- (b) エレベータ及び多目的トイレに緊急呼出ボタンを設け、異常があった場合に、職員室及び事務室に異常を知らせる表示盤を設置すること。

エ 電話設備、校内放送設備及びテレビ受信設備

- (a) 電話設備、校内放送設備及びテレビ放送受信設備の設置並びに配管配線工事を適切に行うこと。
- (b) 「資料7 必要諸室及び仕様リスト」において示す諸室に電話機を設置すること（内外線の別も当該リスト参照）。事務室の電話機は、停電用電話機とすること。なお、職員室及び進路指導室の電話機は留守番電話機能及び録音機能付きが望ましい。
- (c) 校内放送設備は、職員室、事務室及び放送室から校舎内、体育館

内及びグラウンドに放送可能な設備を整備するとともに、体育館放送室及び体育教官室から体育館内に放送可能な設備を整備すること。

- (d) 電話設備にページング機能を設け、各室から校舎内及び体育館内へ放送できるようにすること。ただし、グラウンドにはページング機能による放送は行わない。

オ 受変電設備

- (a) 受変電設備は、メンテナンスしやすいように配慮して計画すること。
(b) 事務室には使用電力量（一般照明、空気調和設備等による使用電力を含む。）を簡易に確認できるような設備を設置すること。
(c) 受変電設備は、屋内キュービクル型とし電気室に配置すること。

カ 自家発電設備

- (a) 停電時に使用できる自家発電設備（発電容量 50 kVA、タンク容量 400 リットル程度を想定）を設けること。自家発電設備で発電した電力については、職員室、事務室等の管理諸室及び体育館に係る照明設備の一部や非常用コンセント等に使用することとし、詳細については設計業務段階において本県と協議すること。

キ 太陽光発電設備

- (a) 太陽光発電設備（20 kW）を設置すること。なお、発電した電力は産振教室ゾーンで自家消費するものとし、売電を行うことは想定していない。

② 空調換気設備

ア 空調設備

- (a) 原則として、空調（冷暖房）設備は「資料 7 必要諸室及び仕様リスト」に示す諸室を対象とする。ただし、冷房設備については、当該リストに示す諸室は必須とし、暖房設備のみの設置としている諸室についても、「学校環境衛生基準」に示された 28 度以下の室温を達成できるよう、設置することが望ましい。
(b) 各諸室の空調設備は、その用途及び目的に応じた空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。ゾーニングや個別空調の考え方について、最適なシステムを提案すること。
(c) 可能な限り、諸室の静音環境を保つような設備計画に努めること。

(d) ペレット等の再生可能エネルギーの活用をコストバランスも考慮して提案すること。

イ 換気設備

- (a) シックスクール対策や湿気・結露対策として、各諸室においても十分な換気ができるよう配慮すること。
- (b) 外気を取り込む換気口には、汚染された空気の流入を防ぐため、フィルター等を備えること。なお、当該フィルター等は、洗浄、交換及び取付けが容易に行える構造のものとすること。
- (c) アリーナ等の大空間は、夏季の高温防止に配慮した換気対策を講じること。
- (d) 各諸室の換気設備は、その用途及び目的に応じた換気システムを採用し、シックスクール対応に十分配慮すること。

ウ 自動制御設備

- (a) 空調設備及び換気設備は、遠方発停制御が可能であること。

③ 給排水衛生設備

ア 給水設備及び給湯設備

- (a) 原則として、給水設備及び給湯設備は「資料7 必要諸室及び仕様リスト」に示す諸室を対象とすること。

イ 排水設備

- (a) 汚水及び雑排水は、適切に下水道に接続すること。なお、排水に関しては、自然勾配によることを基本とし、ポンプアップはできる限り行わないこと。
- (b) 必要に応じて、グリーストラップ等の阻集器を設けること。阻集器は防臭蓋とし、床面の水や砂埃等が流入しない構造とすること。
- (c) 冷却装置が備えられている場合、当該装置から生じる水は、直接室外へ排出されるか、直接排水溝へ排出されるよう計画すること。

ウ 衛生設備等

- (a) 衛生設備は、清掃等の維持管理が容易な器具及び機器を採用すること。
- (b) 衛生器具類は、障がい者にも使いやすいものとし、かつ、節水型の器具を採用すること。

- (c) トイレは、洋式トイレを基本とし、職員・来訪者用トイレ及び多目的トイレは暖房・洗浄機能付き便座とすること。
- (d) トイレの衛生対策、特に臭気対策には万全を期すこと。

(5) 防災安全計画の考え方

① 安全性の確保

地震等の自然災害発生時や非常時において安全性の高い施設とし、浸水対策、強風対策及び落雷対策に十分留意すること。また、特に屋根からの落雪等を考慮し、積雪時の安全対策に十分留意するほか、火災発生時の避難安全対策にも配慮すること。

このほか、吹抜け等の落下の危険が予想される箇所については、安全柵やネット等を設け、十分な安全性を確保すること。ガラス面は、窓の落下防止対策の実施や、強化ガラス及び飛散防止フィルムを採用すること等により安全性を確保すること。

② 災害時対応

災害発生時等に利用できるよう、汲み取り方式のマンホールトイレ（災害用緊急トイレ）を体育館周辺に3基（テントや便器等の上部工作物、鉄蓋及び下部構造物を含む。）設置すること。

体育館は、災害発生時における避難所としての利用を想定すること。

③ 保安警備の充実

警備システムは、機械警備を基本とし、本施設内及び敷地全体の防犯・安全管理上、監視カメラを必要な箇所に設置し、監視モニター（長時間録画機能付）による一元管理を行うこと。なお、機械警備システムは、体育館の地域住民等の利用を考慮して計画すること。

また、「資料7 必要諸室及び仕様リスト」に記載した監視カメラや機械警備だけでなく、管理諸室からの視認性確保等、施設の保安管理に留意した計画を提案すること。

2 設計業務対象施設に係る要件

本事業の設計業務対象施設は、新校舎、新体育館、新グラウンド及び外構とし、弓道場及び合宿所は既存施設の改修を行うものとする。その詳細は次に示すとおりとする。

なお、各諸室に設置する什器、設備などは次に示すもののほか、「資料7 必要諸室及び仕様リスト」を参照し設置すること。

(1) 新校舎

① 普通教室ゾーン

ア 共通

- (a) 各教室は、自然採光や自然換気に配慮し、明るく開放感があり、親しみのある空間とすること。
- (b) 学年ごとにまとまりのある配置とし、トイレや手洗い・水飲み場を学年ごとに設けること。
- (c) 有害な有機化学物質を吸着する自然素材を使用する等、シックスクール対策に十分配慮した製品を選定すること。

イ 普通教室

- (a) 普通教室の予定室数は9室とする。
- (b) 向かい側には物理実験室、化学実験室、食物実習室及び被服実習室を配置しないこと。
- (c) 教室前方にマス目つき曲面黒板、黒板両脇に掲示物を貼るホワイトボード、クラス貴重品入れ（施錠あり）及び提出物を一時保管する棚を設置すること。
- (d) 教室廊下側の壁にホワイトボード（磁石がつくもの）を設置すること。
- (e) 教室後方にコート掛け、モップ等の入る清掃用具入れを設置すること。なお、清掃用具入れについては、教室外（廊下）に設置することも可能とする。
- (f) 教室外（廊下）に個人ロッカーを設置すること。ロッカーは鍵付きとし、壊れにくい仕様とすること。

ウ 多目的室

- (a) 学年ごとに1室ずつ設けること。
- (b) 普通教室と同様の設えとすること。なお、個人ロッカーは不要とする。

② 特別教室ゾーン

ア 共通

- (a) それぞれの教科の特性に応じた配置や機能を計画すること。
- (b) 全科共通で使用するため、生徒の交流を考慮した設えを工夫すること。

イ 物理実験室、化学実験室、理科準備室

- (a) 3室は同一階に設置すること。2階以上に設置することが望ましい。ただし、普通教室からは離れた配置とすること。
- (b) 薬剤の利用及び臭気の出る作業を想定し、床面の素材及び換気に十分配慮した計画とすること。
- (c) 実験室の教師用実験台と生徒用実験台は同配色とすること。
- (d) 実験室には、室内に流し台（蛇口4口程度）及び実験器具を収納する収納棚（施錠あり）を設置すること。
- (e) 実験室には、完全に暗室を作るために廊下側にも暗幕を設けること。
- (f) 物理実験室の生徒用実験台は講義型の配置（4人掛け10台）とし、教師用実験台にはガス栓付きとすること。化学実験室の生徒用実験台は実験型（8人掛け6台）とすること。
- (g) 化学実験室にはドラフトチャンバーを設けること。教室前方に配置することが望ましい。
- (h) 理科準備室は、物理実験室と化学実験室に隣接した配置とし、廊下からの出入りに加え、各実験室へ直接出入りできる計画とすること。
- (i) 理科準備室には施錠可能な薬品庫（横6.0m×奥行1.5m程度）を設けること。実習室との間の壁面に設置することが望ましい。
- (j) 理科準備室には実験器具や書籍等を収納する収納棚を設けること。

ウ 音楽室、音楽準備室

- (a) 楽器の保護のため、直射日光が当たらないよう配慮した配置とすること。
- (b) 防犯及び体育館等への楽器運搬のため、2階に配置することが望ましい。
- (c) 音楽室は、良好な音響空間を整備するとともに、近隣や他授業に影響がないよう防音性能を確保すること。
- (d) 音楽室は、長方形の室形状とし、長手側に黒板を設置することが

望ましい。

- (e) 音楽室にキーボードが横置きで 20 台、ギターが縦置きで 30 本収納できる収納棚（施錠あり）を設置すること。
- (f) 音楽準備室は、音楽室に隣接した配置とし、廊下からの出入りに加え、音楽室へ直接出入りできる計画とすること。
- (g) 音楽準備室は、楽器等を十分余裕をもって収納できるよう計画すること。

エ 美術室、美術準備室

- (a) 直射日光が当たらないよう配慮した配置とすること。
- (b) 作品の製作に配慮して、汚れにくく清掃しやすい床及び壁仕上げとし、作品の保管及び展示スペースを十分に確保すること。また、臭気や粉塵の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画とすること。
- (c) 美術室は、他授業に彫刻等の作業音の影響がないよう防音性能を確保するか、普通教室から離れた配置とすること。
- (d) 美術室内には、流し台（蛇口 3 口程度）及び作品や道具等を収納する収納棚を設けること。
- (e) 美術準備室は、美術室に隣接した配置とし、廊下からの出入りに加え、美術室へ直接出入りできる計画とすること。

オ 食物実習室、食物準備室

- (a) 1 階に配置することが望ましい。
- (b) 食物実習室は、各調理台での作業に支障がないよう配慮した照明配置とし、調理台ごとに換気装置を設けること。
- (c) 食物実習室での調理台のレイアウトは生徒等の動線や作業スペースに配慮し、使いやすさや安全に留意すること。
- (d) 調理台は、IH タイプとすることが望ましいが、設計業務段階でトータルコストを比較した上で協議し決定するものとする。
- (e) 食物実習室の教師用調理台の上部には鏡を設置すること。
- (f) 食物実習室内には、炊飯器や電子レンジを載せる台を設けること。また、流し台（蛇口 8 口程度）、食器棚並びにまな板及び包丁の保管庫（殺菌機能付き、施錠あり）を設けること。
- (g) 食物実習室内には、洗濯機及び乾燥機を設けること。
- (h) 食物実習室の椅子は丸椅子（クッション付き）とすること。
- (i) 食物準備室は、食物実習室に隣接した配置とし、廊下からの出入りに加え、食物実習室へ直接出入りできる計画とすること。

力 被服実習室、被服準備室

- (a) 被服実習室は、ミシン 20 台又はアイロン 20 台を同時使用することが可能な計画とすること。
- (b) 被服実習室内には、上記ミシン、アイロン等を収納する収納棚を設けること。
- (c) 被服実習室内には流し台（蛇口 3 口程度）を設置すること。
- (d) 被服実習室の作業台は固定式（1 台あたり 4 名使用、最大 5 名）とし、椅子は丸椅子（クッション付き）とすること。
- (e) 被服実習室内には、洗濯機及び乾燥機を設けること。
- (f) 被服準備室は、被服実習室に隣接した配置とし、廊下からの出入りに加え、被服実習室へ直接出入りできる計画とすること。
- (g) 被服準備室内には流し台（温水）を設置すること。

キ 図書室

- (a) 図書室は、生徒が利用しやすいよう普通教室の近くに配置すること。
- (b) 図書室は雑誌新聞閲覧スペース（172 m²程度）、パソコンスペース（生徒閲覧用 3 台）、司書室（38 m²程度）で構成し、開架及び閉架を合わせて 25,000 冊を蔵書できるよう計画すること。
- (c) 地震発生時の書棚の転倒や書棚内の書籍の飛び出しの防止等、適切に耐震対策を行うこと。
- (d) オンラインデータベースやタブレット端末（41 台）による電子資料の利用等、進化する利用形態に対応した通信環境を整備し、生徒が主体的に調べ学習を実施できるよう計画すること。
- (e) 司書室から生徒の様子が確認できるよう配慮すること。また、司書室内に移動式書庫（5 連程度）を設置し、設置位置については採光を疎外しないように配慮すること。
- (f) 書籍の保護のため湿気対策を行うこと。また、書籍の日焼け防止にも配慮すること。

ク 大視聴覚室、視聴覚準備室

- (a) 大視聴覚室は、集会や講演会で利用しやすいよう、階段状の教室とし、固定式の椅子及び机を設けること。通路はバリアフリーに配慮した設計とすること。
- (b) 大視聴覚室にはモニター、スクリーン等の視聴覚機材を整備する

こと。

- (c) 視聴覚準備室は、大視聴覚室と隣接した配置とし、廊下からの出入りに加え、大視聴覚室へ直接出入りできる計画とすること。

ケ ものづくり工房

- (a) 1階に配置し、屋外と出入りするシャッターを設けること。各科のものづくり活動で使用するため、どの学科からも使用しやすい位置とすること。
- (b) 作品の製作に配慮し、汚れにくく清掃しやすい床及び壁仕上げとすること。また、臭気や粉塵の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画とすること。
- (c) 作品の保管及び展示スペースを十分に確保すること。なお、室内での活動や展示物等が来訪者の目に触れるよう、位置及び設えの工夫を盛り込むことが望ましい。

③ 管理諸室ゾーン

ア 共通

- (a) 教職員が生徒管理、来訪者対応、資料整理等を行うに当たり、各諸室を効率的に移動できるよう配慮して計画すること。
- (b) 校舎内外への視認性を確保するとともに、必要に応じてプライバシーにも適切に配慮した計画とすること。

イ 校長室

- (a) 1階の事務室に隣接した配置とし、来訪者の来校動線や職員室との動線に配慮すること。
- (b) グラウンドや外部からの来校動線部分等の見通しがよく、校内各所への移動に便利な位置に配置すること。
- (c) 校長室内には、十分な掲示スペースを確保すること。

ウ 職員室、教材研究室、印刷室

- (a) 職員室は、グラウンドや外部からの来校動線部分、生徒の登下校の様子等を見通すことができ、校内各所に迅速かつ便利に移動できるよう、その配置及び動線に配慮すること。
- (b) 職員室は、生徒とのコミュニケーションが促されるよう、相談や談話等を行うことができる空間を確保することが望ましい。また、打合せを行う空間を室内に設けることが望ましい。
- (c) 職員室内に、湯沸かしスペース（流し台付き）を設け、食器棚等

を設置すること。

- (d) 職員室は、各種情報機器の設置のため、フリーアクセスフロアとすること。
- (e) 教材研究室は、職員室の近傍及び印刷室に隣接した配置とすること。課題点検ができる作業スペースを確保すること。
- (f) 印刷室は、職員室に隣接した配置とし、廊下からの出入りに加え、職員室に直接出入りできる計画とすること。

エ 事務室

- (a) 事務室は、1階に配置し、昇降口・玄関に隣接させること。また、玄関側に来訪者用カウンターを設けること。
- (b) 校内集中管理ができる総合盤を設置すること。
- (c) 事務室内に、湯沸かしスペース（流し台付き）を設けること。

オ 技能員室

- (a) 技能員室は、1階に配置し、校舎内外への出入り口（外への出入りは引き違い戸）を設けること。作業音が発生する場合があるので、配置に留意すること。
- (b) 室内に壁で仕切られた7畳程度の畳部屋を設け、それ以外のスペースの床仕上げはコンクリート床とすること。
- (c) コンクリート床部分に流し台及び洗濯機置場を設けること。

カ 保健室、カウンセリング室

- (a) 保健室は、急な怪我人や病人に対応できるよう、1階に配置すること。また、グラウンド等から直接出入りができ、救急車による搬送等の緊急対応（ストレッチャーでの移動等）がスムーズに行えるよう配慮すること。職員室の近隣で、職員の協力が素早く得られる位置に配置する一方で、生徒動線からは近くならない配置が望ましい。
- (b) 保健室は、多目的トイレに隣接させること。
- (c) 保健室に、ベッド2セット、収納庫（布団収納等）、流し台及び洗濯機を設置し、洗濯物及び布団干し場についても考慮すること。また、ベッド部分はそれぞれカーテンで仕切ること。
- (d) 保健室の外部出入り口付近には、足洗い場を設けること。
- (e) 保健室と廊下の間の戸は自閉式とすることが望ましい。なお、中の様子が確認できる窓付きのドアとすること。
- (f) カウンセリング室は、プライバシーに配慮した配置とし、玄関の

近傍に配置することが望ましい。

- (g) カウンセリング室は、保健室に隣接した配置とし、廊下からの出入りに加え、保健室に直接出入りできる計画とすること。

キ 会議室、小会議室

- (a) 会議室は、部屋を2分割して使用できるように計画すること（分割比率は概ね1：1とする。）。出入り口は分割した各部屋に設け、照明及び空調についても分割した部屋ごとに制御できるよう計画すること。
- (b) 小会議室は、1階に配置し、事務室、校長室及び職員室との動線が短くなる配置とすること。パーティションボードで部屋を分割して使用することにも配慮すること。

ク 書庫、倉庫（1～3）

- (a) 教務書類や同窓会関係書類を保管する書庫を設けること。
- (b) 事務室近傍に事務系の備品や灯油等を収納する倉庫1を設けること。
- (c) 保健室近傍に、保健関係の備品を収納する倉庫2を設けること。
- (d) 技能員室近傍に、除草剤散布機や草刈り機等を収納する倉庫3を設けること。
- (e) 書庫及び倉庫とも、換気に十分配慮するとともに、棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易なよう計画すること。

ケ 職員更衣室、休養室

- (a) 職員更衣室は、男女別に設け、職員室の近傍に配置すること。部屋へは廊下からの出入りとし、他室経由の出入りとしないこと。
- (b) 休養室は、男女別に設け、部屋への出入りが生徒の目に触れないよう、生徒の主動線から離して配置するとともに、静穏な環境となるよう配慮すること。
- (c) 休養室の床はフローリング仕上げとすること。

④ その他学習関係諸室、共用部分

ア 進路指導室、生徒閲覧室

- (a) 1階に配置し、事務室、職員室及び校長室の近傍とすることが望ましい（特に職員室の近傍とすること。）。また、3学年の生徒の主動線に配置することが望ましい。ただし、昇降口前には配置しないこと。

- (b) 来訪者対応等も行うため、両室とも静穏な環境となるよう配慮すること。また、相談内容が室外に漏れないように配慮すること。
- (c) 生徒閲覧室と進路指導室は、隣接した配置とし、廊下からの出入りに加え、それぞれの部屋同士で行き来できる計画とすること。
- (d) 進路指導室からは、生徒閲覧室の様子が確認できる計画とすること。
- (e) 進路指導室には湯沸かしスペース（流し台付き）及び月曆用のホワイトボードを設けること。

イ 面談室

- (a) 職員室の近傍に配置することが望ましい。

ウ 生徒会室

- (a) 普通教室の近傍に配置することが望ましい。

エ 女子生徒更衣室

- (a) 全学年共通で使用するため、どの学年からも使いやすい普通教室の近傍、又は普通教室から体育館及び産振教室へ向かう動線上に配置すること。
- (b) 内部が見えないように、窓は、すりガラスとすること。

オ 放送室

- (a) 校内各所に音声を放送できるように計画すること。
- (b) 放送室は、各種情報機器の設置のため、フリーアクセスフロアとすること。

カ 昇降口・玄関

- (a) 全ての利用者は、昇降口・玄関部分で外履きから内履きに履き替えるものとし、昇降口及び玄関に、下足入れ及び傘立てを設置すること。
- (b) 生徒は昇降口を利用し、生徒以外の利用者は玄関を利用する計画とすること。
- (c) 雨具、外履き、内履き等の保管や、靴の履替えの効率性、水滴の内部床への飛散防止、雨や風の吹き込み防止等に配慮し、適切に計画すること。
- (d) 下足入れは、冬期間の履物（長靴等）の収納を考慮し、大きめに計画すること。また、昇降口の下足入れは学年ごとにレーン配置

すること。

- (e) 昇降口及び玄関とも、「学校の顔」として、それぞれの目的にあった相応しいデザインや空間構成等の工夫を施すこと。また、昇降口前にイベント利用できる屋外スペースを確保すること。
- (f) 昇降口及び玄関にはスロープを設け、車椅子での移動に対応できること。
- (g) 昇降口前付近には水場（蛇口3口程度）を設けること。

キ トイレ

- (a) 生徒用トイレは、男子用と女子用それぞれ、各学年に1箇所ずつ設け、各教室との距離や動線に配慮して計画すること。また、特別教室や産振教室からの利用にも配慮し、それぞれのゾーンにも適切に計画すること。
- (b) 職員・来訪者用のトイレを管理諸室ゾーンに設置すること。
- (c) ユニバーサルデザインに配慮し、各階に多目的トイレを設けること。なお、1階の多目的トイレは保健室に隣接した位置に設置し、オストメイト対応とし、汚物流し台（壁付）、鏡、紙巻器、シャワー（シングルレバー混合水栓）、水石鹼入れ等を設けること。
- (d) 洋式トイレを基本とし、女子トイレには擬音装置を設けること。また、明るく清潔な内装とするなど、女子生徒に対する工業高校のイメージアップに繋がる工夫を盛り込むこと。
- (e) 職員・来訪者用トイレ及び多目的トイレは、暖房・洗浄機能付き便座とすること。
- (f) 清掃用具置場を設けること。

ク 廊下・階段等

- (a) 廊下は、作品等を展示できるよう設え、生徒の憩いの場として演出すること。教職員及び生徒のコミュニケーションの場として、簡単な打ち合わせをする空間を、動線を阻害しない位置に適宜設けることが望ましい。
- (b) 普通教室の近傍に手洗い・水飲み場を適切に設けること。
- (c) 階段下は倉庫等に有効活用すること。
- (d) エレベータを最低1基設けること。

ケ 自動販売機設置スペース

- (a) 1階に自動販売機4台程度及び容器回収ボックスを設置するスペースを設けること。

コ 廃棄物保管室

- (a) 廃棄物収集運搬車両の停車位置や運搬動線に配慮して、校舎内に廃棄物保管室を設けること。
- (b) 廃棄物保管室内には廃棄物保管用の棚を設置すること。また、廃棄物収集運搬業者、生徒や教職員の動線（廃棄物の出し入れ等）に配慮した計画とすること。
- (c) 廃棄物の回収時に、廃棄物を屋外に容易に搬出できるよう、屋外への搬出口にはシャッターを設けること。

⑤ 産振教室ゾーン

ア 機械科

(ア) 共通

- (a) 各種工作機械（重量物）を多数設置するため、上階に設置することとしている部屋以外については、特記なき部屋についても1階に配置することが望ましい。上階に設置する場合は防振措置を適切に行うこと。
- (b) 機器の排熱等も考慮した空調・換気計画とすること。

(イ) 計測材料試験室

- (a) 1階に配置すること。
- (b) 各種機器の基礎を適切に設けること。

(ウ) 溶接実習室兼準備室

- (a) 1階に配置すること。
- (b) 電子機械科においても使用するため、配置及び動線に留意すること。
- (c) 出入口は、廊下から台車等でスムーズに出入りできるよう平坦な構造とし、かつ、実習に伴い発生する廃棄物（金属くず等）が廊下に出ないよう配慮すること。
- (d) 溶接作業を行うため、十分な排気を計画すること。

(エ) NC旋盤実習室

- (a) 1階に配置すること。
- (b) 搬出入のため、外部側にシャッター等の大型の開口部を設けること。

- (オ) MC実習室兼準備室、金属加工実習室兼準備室、手仕上室、工具室
- (a) 1階に配置すること。
 - (b) 手仕上室、工具室は、廊下からの出入りに加え、金属加工実習室兼準備室に直接出入りできる計画とすること。
 - (c) 金属加工実習室兼準備室は、電子機械科においても使用するため、配置及び動線に留意すること。
 - (d) MC実習室兼準備室及び金属加工実習室兼準備室には、搬出入のため、外部側にシャッター等の大型の開口部を設けること。特に金属加工実習室兼準備室にはトラックが横付けできる計画とすること。
 - (e) MC実習室兼準備室及び金属加工実習室兼準備室は、北側以外の遮光を行うこと。
 - (f) 金属加工実習室兼準備室及び手仕上室の出入口は、廊下から台車等でスムーズに出入りできるよう平坦な構造とし、かつ、実習に伴い発生する廃棄物（金属くず等）が廊下に出ないよう配慮すること。
- (カ) 鋳造・鍛造実習室
- (a) 1階に配置すること。
 - (b) 砂場を設け、砂場部分は30cm程度床を下げること。炉を使用するため排気及び排熱を適切に行うこと。
 - (c) 出入口は、廊下から台車等でスムーズに出入りできるよう平坦な構造とし、かつ、実習に伴い発生する廃棄物（金属くず等）が廊下に出ないよう配慮すること。
- (キ) 内燃機関車両実習室兼準備室
- (a) 1階に配置すること。
 - (b) 出入口は、廊下から台車等でスムーズに出入りできるよう平坦な構造とし、かつ、実習に伴い発生する廃棄物（金属くず等）が廊下に出ないよう配慮すること。
 - (c) 油漏れ対策用の床ピット等を設けること。
 - (d) 実験装置用の水栓や排水設備を適切に設置すること。
 - (e) エンジンを使用するため、排気を適切に行うこと。
- (ク) 工業基礎実習室（機械科）1、工業基礎実習室（機械科）2
- (a) 工業基礎実習室（機械科）1は、1階に配置すること。
 - (b) 工業基礎実習室（機械科）2は、2階に配置することが望ましい。

(ヶ) 教材管理室（機械科）

- (a) 2階に配置することが望ましい。
- (b) 工業基礎実習室（機械科）2に隣接した配置とし、廊下からの出入りに加え、工業基礎実習室（機械科）2に直接出入りできる計画とすること。

(コ) 製図室

- (a) ドラフター41台を平置きできる配置とすること。

(サ) 塑性加工・切断実習室

- (a) 1階の金属加工実習室の近傍に配置すること。
- (b) 電子機械科においても使用するため、配置及び動線に留意すること。
- (c) 出入口は、廊下から台車等でスムーズに出入りできるよう平坦な構造とし、かつ、実習に伴い発生する廃棄物（金属くず等）が廊下に出ないよう配慮すること。

(シ) コンプレッサー室

- (a) 騒音対策を適切に施すこと。

イ 電子機械科

(ア) 電気工作室

- (a) 製作実習室に隣接して配置することが望ましい。
- (b) 情報技術科においても使用するため、配置及び動線に留意すること。
- (c) 荷物の収納棚を窓側腰壁部分（腰高窓の下）に設け、棚上面を作業台として利用できるよう計画すること。

(イ) 製作実習室、工業基礎実習室（電子機械科）

- (a) 廊下からの出入りに加え、製作実習室から工業基礎実習室（電子機械科）に直接出入りできる計画とすること。
- (b) 製作実習室はパーティションを設け、分割して使用できる計画とすること。マイコンカーコース（約11m×7m）を設置し、その周辺で作業等を行うため、無柱空間とすることが望ましい。
- (c) 工業基礎実習室（電子機械科）は、教材管理室（電子機械科）の近傍に配置すること。

(ウ) 教材管理室（電子機械科）、実習資材室

- (a) 教材管理室（電子機械科）と実習資材室は、相互に隣接した配置とすること。

(エ) メカトロ実習室、制御実習室、電子回路実習室、ロボット実習室

- (a) メカトロ実習室は、機械科においても使用するため、配置及び動線に留意すること。
- (b) メカトロ実習室は、各種情報機器の設置のため、フリーアクセスフロアとすること。
- (c) メカトロ実習室とロボット実習室は、相互に近接した配置することが望ましい。

ウ 情報技術科

(ア) I C T 室1、I C T 室2

- (a) I C T 室は2室設けるものとし、そのうち1室は全学科で使用するため、配置及び動線に留意すること。ただし、全学科で使用する部屋についても、情報技術科職員が管理するため、教材管理室（情報技術科）からの動線が短いことが望ましい。
- (b) I C T 室の空調は、校内設備とは別に、独立した空調設備とし、サーバー管理室にて管理できるよう計画すること。
- (c) 各種情報機器の設置のため、フリーアクセスフロアとすること。

(イ) プログラミング実習室

- (a) 各種情報機器の設置のため、フリーアクセスフロアとすること。

(ウ) 回路設計実習室、電子制御実習室

- (a) 回路設計実習室は、電子制御実習室に隣接した配置とし、廊下からの出入りに加え、電子制御実習室に直接出入りできる計画とすること。
- (b) 電子制御実習室は、各種情報機器の設置のため、フリーアクセスフロアとすること。

(エ) 教材管理室（情報技術科）、サーバー管理室

- (a) サーバー管理室は教材管理室（情報技術科）に隣接した配置とすること。
- (b) サーバー管理室の空調は、校内設備とは別に、独立した空調設備

とし、サーバー管理室にて管理できるよう計画すること。

- (c) 各種情報機器の設置のため、フリーアクセスフロアとすること。

(才) 工業基礎実習室（情報技術科）、工作実習室

- (a) 工業基礎実習室（情報技術科）は、パーテイションを設け、3分割して使用できる計画とすること。また、分割した部屋間を直接移動できる計画とすること（廊下からの出入りは前後の部屋のみで可）。
- (b) 工作実習室は、工業基礎実習室（情報技術科）に隣接した配置とすること。
- (c) 工作実習室は床を防塵塗り床とし、窓側及び廊下側に造り付け棚を設置すること。
- (d) 工作実習室内には、三相 200V 分電盤を設けること。

(力) ネットワーク実習室

- (a) 各種情報機器の設置のため、フリーアクセスフロアとすること。

(2) 新体育館

ア アリーナ、ステージ、アリーナ用具室、放送室

- (a) アリーナは、体育活動及び各種集会や入学式等の行事を行うホテルとしての利用に対応可能な計画とすること。
- (b) アリーナは、正規バスケットボールコート 2 面及び周辺スペースを確保し、柱型等の凹凸部は極力ないように計画すること。有効面積として、1,116 m²以上を確保すること。
- (c) アリーナには、バスケットボールコート 2 面、バレーボールコート 2 面及びバドミントンコート 8 面分の器具等（床面のライン含む。）を整備すること。なお、壁や柱、建具、器具（スピーカー や消火器等を含む。）等については、緩衝材を設けるなど、ボール等の衝突による破損や生徒の衝突等による怪我を防止するよう配慮すること。
- (d) キャットウォークやステージ、廊下等への飛球を防ぐため、アリーナ外周に防球ネットを設置すること。また、コートを別競技で同時利用するため、セパレーターネットを設けること。
- (e) アリーナの天井高は、床面から 10m 以上（障害物がある場合には、床面からその障害物までの高さ）を確保すること。
- (f) アリーナは、競技に適した採光、通風及び換気に配慮すること。

特に、アリーナ面においても十分な通風が得られるよう、自然換気に配慮した計画とすること。

- (g) アリーナは、生徒及び教職員が校舎から円滑に移動できるように計画すること。ただし、地域開放時のセキュリティ区分を管理扉などで明確にすること。管理扉は極力少ないよう計画することが望ましい。
- (h) アリーナに隣接して、ステージ、アリーナ用具室3室、放送室及び体育教官室を配置すること。
- (i) ステージ下にパイプ椅子を収納できるよう計画すること。
- (j) ステージには、照明バトン1列、美術バトン2列、スクリーン及び電源コンセントを設けること。

イ 体育教官室

- (a) アリーナ及びグラウンドが視認できる配置とすること。

ウ ピロティ

- (a) 体育館の玄関・ホールから直接アクセスできる配置とすることが望ましい。
- (b) 側面と天井は野球の練習に対応できるよう防球ネットで囲むこと。

エ 柔道場・剣道場

- (a) 天井高は、床面から4m以上（障害物がある場合には、床面からその障害物までの高さ）確保すること。
- (b) 競技に適した採光、通風及び換気に配慮すること。

オ 倉庫（柔道場・剣道場用）

- (a) 柔道場・剣道場に隣接して設けること。

カ トレーニング室（ミーティング室）

- (a) 生徒の安全管理のため、室内の様子が見えるように工夫すること。

キ 内用具室、外用具室

- (a) 生徒の部活動の用具置場として、屋内から使用する内用具室5室及び屋外から使用する外用具室4室を設けること。
- (b) 内用具室のうち1室は柔道場・剣道場に隣接した配置とし、柔道場・剣道場から直接出入りできる計画とすること。

- (c) 外用具室はピロティに隣接して配置するなど、冬季（積雪時）でも利用できるように工夫すること。
- (d) 生徒の安全管理のため、室内の様子が見えるように工夫すること。

ク 外倉庫

- (a) グラウンド及びピロティで使用する用具を収納することを想定した配置とすること。
- (b) 電源コンセントを設けること。

ケ 玄関・ホール

- (a) 土曜日、日曜日及び休日の生徒や教職員の利用や、地域開放時の地域住民の利用を考慮し、校舎の玄関とは別に、体育館用の玄関を設けること。
- (b) 地域住民が体育館を利用する場合は、体育館の玄関部分で外履きから内履きに履き替えるものとし、玄関に下足入れ及び傘立てを設置すること。
- (c) 玄関にはスロープを設け、車椅子での移動に対応できるようにすること。
- (d) グラウンドにスムーズに移動できるよう考慮すること。

コ 廊下・階段等

- (a) 廊下に手洗い・水飲み場を設けること。
- (b) 階段下は倉庫等に有効活用し、洗濯機置場を設けること。

サ 内トイレ、外トイレ

- (a) 体育館利用者が使用する内トイレと、グラウンド利用者が使用する外トイレを設けること。内トイレには多目的トイレを設けること。その他、仕様については校舎のトイレに準拠するものとする。

(3) 新グラウンド

- (a) グラウンドは、生徒が伸び伸びと体を動かすことができる運動場とし、1周 200m以上のトラック及び 100m直走路が配置可能な面積を確保し、かつ、野球、サッカー、ハンドボール及びテニスの試合ができる十分な広さとすること。また、野球場レフト側に2名が同時に投球練習を行うことができるブルペンを設置すること。
- (b) ハンドボールコート及びテニスコートについては、防球ネットで

区画すること。

- (c) 敷地外に飛球が出ることがないよう、適切に防球ネットを設置すること（グラウンドの四方に設置することとし、野球場のバックネット側、1塁側、3塁側は $h=15m$ 程度とする。）。また、既存施設と同様に、野球のバッターBOX上部にもネットを設置すること。
- (d) 防球ネットの支柱については、将来、グラウンド照明を設置することを想定して計画すること。
- (e) グラウンド外周部はメンテナンス車両動線を兼ねたランニングコースとし、グラウンドとランニングコースの間は、上記の防球ネットで区画すること。
- (f) グラウンドへ緊急車両や大型車両が進入できるよう、グラウンド周囲に設置する防球ネットに出入り口を確保すること。なお、緊急車両等は、西側道路からもグラウンドにアクセスができる計画とすること。
- (g) グラウンドは排水性の良い計画とすること。また、排水設備は目詰まりしにくいものとし、車両の乗り入れも想定して耐圧性の優れたものとすること。
- (h) 周辺地域への砂塵の飛散に配慮し、グラウンドの外周全面に防砂ネット（ $h=2m$ 程度以上）を設置すること。また、グラウンドはクレイ舗装とし、弾力性や柔らかさに加え、適度な透水性及び保水性並びに乾燥時の保湿性を確保すること。
- (i) 校舎又は体育館の外壁の適切な位置に、グラウンドから確認できる時計を設置すること。
- (j) 散水用として、野球場マウンド後方、ハンドボールコート及びテニスコートに散水栓を設置すること。
- (k) グラウンド内に4箇所、コンセント盤を設置すること。

(4) 弓道場

次の劣化箇所の改修を行うこと。範囲については「資料 14 改修工事の留意事項」を参照のこと。

- (a) 射場及び的場の屋根の張替え及び雨どいの交換を行うこと。
- (b) 射場及び的場の外壁の張替えを行うこと。
- (c) 射位の床の張替えを行うこと。
- (d) 射場のシャッターの交換及びシートカーテン（冬場の寒さ対策を想定）用の金物設置を行うこと。なお、シャッターはスライド式とすること。

- (e) 射場の玄関ドアの交換を行うこと。
- (f) 的場背面には現状同等の防矢ネットを設けること。

(5) 合宿所

次の劣化箇所の改修を行うこと。範囲については「資料 14 改修工事の留意事項」を参照のこと。

- (a) 外壁の張替え及び屋根の再塗装を行うこと。
- (b) 1階及び2階の廊下の床について、カーペットを撤去しフローリングへの張替え及び下地材の補強を行うこと。
- (c) 1階のトイレの大便器について、和式から洋式に改修すること。
- (d) 1階の倉庫（階段下）を女子トイレに改修すること。
- (e) 1階の浴室の内壁及びタイルについて、ひび割れや剥がれの補修を行うこと。
- (f) 澪の張替え及び建付けの調整を行うこと（現在、澳を動かすと落下する状態となっている。）。
- (g) 屋外の灯油タンクの更新を行うこと。
- (h) バルコニー手すりの改修を行うこと。
- (i) 淨化槽の撤去に伴い、下水道接続への切替えを行うこと。

(6) 外構等

① 出入り口

- (a) 正門には校銘板及び案内板を設けること。通用門には正門への案内板を設けること。
- (b) 事業予定地の外周に高さ 1 m 程度の防護柵を設けること。ただし、事業予定地北側の緑道沿いや、事業予定地南西側の擁壁沿い等、防護柵の設置によらず敷地内への出入りを管理（制御）できる範囲は、防護柵の設置は不要とする。また、敷地北東側等、敷地内外で高低差が見られる箇所は、転落防止柵を設置すること。なお、いずれの場合も、安全性や景観面での支障がない場合は、既存フェンス等の活用も可とする。
- (c) 不審者等への対策についても考慮すること。

② 駐車場、駐輪場等

- (a) 駐車場は、100 台分を整備し、校舎、体育館及びグラウンドまでのスムーズな動線を確保するよう計画すること。なお、障がい者等用駐車場は校舎玄関にアクセスしやすい位置に整備すること。
- (b) 西側道路からの通用門付近にも駐車場を配置すること。

- (c) 適切に外灯を設けること。
- (d) 駐車場の仕上げは、アスファルトで舗装するとともに、駐車場内での安全が確保できるよう、駐車区画及び場内歩行者動線に十分配慮すること。
- (e) 物資搬入・搬出用車両の臨時通行及び駐車に当たっては、可能な限り建築物に接近できるよう、敷地内通路等を共用できるようにするなど、適切に計画すること。その際、歩行者の安全に十分配慮すること。
- (f) 駐輪場（屋根付き）は、主に生徒用の360台分を整備し、昇降口までのスムーズな動線を確保するよう計画すること。

③ 既存テニスコート

- (a) 既存テニスコートは、ネット等の工作物を撤去の上、整地及び砂利敷きとすること。

④ その他

- (a) 昇降口付近及び体育館玄関ホール付近に手洗い・水飲み場を設けること。
- (b) 雨水を処理するのに十分な能力のある排水溝又は暗渠を設けること。なお、敷地内を通る排水溝及び暗渠には、トラップを設け、虫が発生しにくい構造とすること。
- (c) 雨水の処理は、原則として敷地内浸透とし、水溜りや冠水が起きないよう配慮すること。
- (d) 建築物の周囲は、清掃しやすい構造とし、かつ、雨水による水たまり及び塵埃の発生を防止するため、適切な勾配をとり舗装すること。なお、舗装については、想定される車両荷重（災害時の緊急車両等）に十分耐え得るものとすること。
- (e) 安全性を確保するのに十分な照度の外部照明を設置すること。
- (f) 外構部に設置する外灯は、自動点灯及び時間点灯できるよう計画すること。
- (g) 空調屋外機等の設置箇所は、音や臭気、景観等に配慮すること。
- (h) 屋外通路等は、バリアフリー対応とし、主要な部分は、美観に優れ排水性の良い仕上げとすること。
- (i) 歩道の切下げや舗装の現況復旧等、道路との取付けに係る整備に関しては、関係機関との協議に基づいて行うこと（敷地外工事を含む。）。

(7) サイン計画

本施設のサイン計画は、次の要件を満たすこと。なお、室名の表示内容については、設計業務段階において本県に確認すること。

- (a) 現在地及び施設の出入口の位置等の案内表示を含む施設の案内板を、シンプルかつ大きな文字のデザインで、施設内部及び敷地内の分かりやすい位置に設置すること。
- (b) 銘板を、南側道路に面して1箇所設置することとし、その設置位置は、設計業務段階において本県に確認すること。
- (c) 校章を1箇所設置することとし、その設置位置は、設計業務段階において本県に確認すること。
- (d) 現在の通用門の既存門柱を西側道路に面する位置に移設すること。
- (e) 敷地内及び施設内部に、必要に応じ、注意書きの標識等を設置すること。
- (f) 各室名は、分かりやすく表示する等、適切にサイン計画を行い、室名称のサインは全ての部屋に設けること。
- (g) トイレ、階段、傾斜路等のサインで、シンボル化することが望ましいものについては、ピクトグラム（絵文字）とすることも可能とする。
- (h) 校舎又は体育館の外壁に懸垂幕装置（3基）を設置し、南側道路から視認できる計画とすること。

3 設計業務実施に係る要求内容

(1) 業務の対象範囲

設計業務は、本施設を対象とし、その設計については、本要求水準書、入札時の提案書類及び事業契約書に基づいて、事業者の責任において基本設計及び実施設計を行うものとする。

- (a) 事業者は、設計業務の内容について本県と協議し、業務の目的を達成すること。
- (b) 事業者は、業務の進捗状況に応じ、本県に対して定期的に報告を行うこと。
- (c) 事業者は、事業契約締結後、必要に応じて、速やかに電波障害調査を行うこと。
- (d) 事業者は、業務に必要となる現況測量、地盤調査等を必要に応じて事業者の責任で行い、関係法令に基づいて業務を実施するものとする。
- (e) 事業者は、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）平成31年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、社団法人公共建築協会編集・発行）に準拠し、その他については日本建築学会制定の標準仕様書を基準とし、業務を実施するものとする。
- (f) 事業者は、各種申請等に係る関係機関との協議内容を本県に報告するとともに、必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本県に提出すること。
- (g) 図面、工事費内訳書等の様式、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法については、本県の指示を受けること。また、図面は、工事毎に順序よく整理して作成し、各々一連の整理番号を付けること。
- (h) 本県が県議会や県民等（近隣住民並びに本校の職員、保護者及び生徒を含む。）に向けて設計内容に関する説明を行う場合や、国庫補助金の申請等を行う場合等においては、本県の要請に応じて説明用や申請用等の資料を作成し、必要に応じて説明や申請等に関する協力をすること。

(2) 業務期間

設計業務の期間は、本施設のそれぞれの引渡し予定日をもとに事業者が計画することとし、具体的な設計期間については、事業者の提案に基づき事業契約書に定めるものとする。

事業者は、関係機関と十分協議し、本県及び本校との協議に係る期間も考慮した上で、事業全体に支障のないよう設計スケジュールを調整し、本業務を円滑に実施できるよう設計業務期間を設定すること。

(3) 設計体制と主任技術者の配置・進捗管理

事業者は、設計業務の主任技術者を配置し、組織体制を整備して設計着手前に次の書類を提出すること。また、設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。

- (a) 設計業務着手届
- (b) 主任技術者届（設計経歴書を添付すること。）
- (c) 担当技術者・協力技術者届

(4) 設計計画書及び設計業務完了届の提出

事業者は、設計着手前に詳細工程表を含む設計計画書を作成し、本県に提出して承諾を得ること。なお、設計業務が完了したときは、基本設計及び実施設計それぞれについて設計業務完了届を提出するものとする。

(5) 各種申請業務

建築確認申請等の建築工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本県に提出すること。

(6) 基本設計及び実施設計に係る書類の提出

基本設計終了時及び実施設計終了時に次の書類を提出すること。本県は内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求も含む。）を通知する。

提出図書は全てのデジタルデータ（CADデータも含む。）も提出すること。なお、提出時の体裁、部数等については、次の内容を基準に別途本県の指示するところによる。

また、事業者は、次の書類に加え、適宜、仮設計画図等を作成し、工事期間中の学校運営への影響について逐次本県及び本校に説明すること。

① 基本設計

- | | |
|-------------------|----|
| (a) 意匠設計図、基本設計説明書 | 1部 |
| (b) 構造計画概要書 | 1部 |
| (c) 電気・機械設備計画概要書 | 1部 |
| (d) 一般備品リスト・カタログ | 1部 |

(e) 産振備品リスト・カタログ	1部
(f) 工事費概算書	1部
(g) 要求水準書との整合性の確認結果報告書	1部
(h) 事業提案書との整合性の確認結果報告書	1部
(i) その他必要資料	

② 実施設計

(a) 意匠設計図	3部 (製本)
(b) 構造設計図	3部 (製本)
(c) 設備設計図	3部 (製本)
(d) 一般備品リスト・カタログ	1部
(e) 産振備品リスト・カタログ	1部
(f) 外観・内観パース	一式
(g) 工事費積算内訳書・積算数量調書	1部
(h) 要求水準書との整合性の確認結果報告書	1部
(i) 事業提案書との整合性の確認結果報告書	1部
(j) その他必要図書 (各種許認可等の書類の写しを含む。)	

(7) 設計業務に係る留意事項

本県は、設計の検討内容について、事業者から必要に応じて隨時聴取することができるものとする。なお、事業者は、作成する設計図書及びこれに係る資料並びに本県から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。

(8) 設計変更について

本県は、必要があると認める場合、事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ、事業者の提案を逸脱しない範囲内で、本施設の設計変更を要求することができる。この場合、当該変更により事業者に追加的な費用(設計費用のほか工事費、将来の維持管理費等)が発生したときは、本県が当該費用を負担するものとする。一方、本事業の費用に減少が生じたときには、本事業の対価の支払額を減額するものとする。

第3 建設・工事監理業務

1 業務の対象範囲

事業者は、本要求水準書、入札時の提案書類、事業契約書及び設計図書に基づいて、本施設の建設・工事監理を行うこと。

2 業務期間

(1) 業務期間

建設・工事監理業務の期間は、次の条件を満たすよう事業者が計画することとし、具体的な業務期間については、事業者の提案に基づき事業契約書に定めるものとする。

① 第1期建設工事

新校舎及び新体育館等の建設について、令和6年2月末日までに工事を完了し、引渡しを完了すること（第1期建設工事には、新校舎、新体育館等の周囲の外構工事（駐車場、その他舗装、緑化、雨水側溝等）及び駐輪場整備を含む。）。

なお、新校舎及び新体育館等は令和6年4月1日に供用を開始する予定であるが、本校による既存校舎等からの引越し及び供用開始準備期間を考慮し、1箇月程度の工期の前倒し提案は可能とする。

② 第2期建設工事

既存校舎及び既存体育館等の解体・撤去並びに新グラウンド等の整備について、令和7年9月末日までに工事を完了し、引渡しを完了すること（第2期建設工事には、新グラウンドの周囲の外構工事（西側道路からの通用門付近に配置する駐車場、その他舗装、緑化、雨水側溝等）を含む。）。

なお、第2期建設工事について、本県は、生徒が早期にグラウンドを利用できるよう、工期の前倒し提案がなされることを期待している。

なお、弓道場の改修並びに既存テニスコートの解体及び整地については、第1期の建設工事期間中において、合宿所の改修については第2期の建設工事期間中において、それぞれ実施することを原則とする。ただし、合宿所の改修は、7月及び8月を避けて実施すること。

また、一般備品及び産振備品の調達・設置については、対象となる什器・備品を設置する施設の引渡しまでに、その設置を終えるものとする。

(2) 業務期間の変更

事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め本県と事業者が協議して決定するものとする。

3 業務の内容

(1) 基本的な考え方

- (a) 事業契約書に定められた本施設の建設・工事監理のために必要となる業務は、事業契約書において本県が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。
- (b) 建設工事に当たって必要な関係機関との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。
- (c) 本県が実施する近隣住民への説明等に起因する遅延については、本県がその責めを負うものとする。

(2) 工事計画策定に当たり留意すべき項目

- (a) 関連法令を遵守するとともに、関連要綱や各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。
- (b) 建設工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や本校の学習環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。
- (c) 近隣住民への対応について、事業者は、本県に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
- (d) 近隣住民や本校職員等に対しては、工事内容を十分に周知して理解を得るとともに、作業時間についても了承を得ること。
- (e) 工事期間中は、本県が本校敷地外に代替グラウンドを確保する予定としているが、本校のグラウンドが使用できない期間の短縮や、部分的に使用可能なエリアの確保等、安全性に配慮しつつ、本校のグラウンドを可能な限り利用できるよう考慮した計画が望ましい。
- (f) 改修工事を行う弓道場及び合宿所は、工事期間中（当該施設の改修工事期間中は除く。）も可能な限り利用できる計画とし、校舎や体育館等からの安全な動線を確保すること。また、合宿所は7月及び8月に利用が集中するため、当該期間を含まない工事工程を計画すること。

(3) 着工前業務

① 近隣調査、準備調査等

- (a) 建設工事の着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等（周辺家屋影響調査を含む。）を十分に行い、近隣住民の理解のもとに、工事の円滑な進行を確保すること。
- (b) 建設工事による近隣住民等への影響を検討し、対応すべき課題があれば適切な対策を講じること。また、工事完了後についても、建設工事による近隣住民等への影響がないか確認すること。

② 工事監理計画書の提出

事業者は、建設工事の着工前に、工事監理主旨書（重点監理項目や工事監理のポイント等を記載するもの）及び詳細工程表（総合定例打合せ日程や各種検査日程等も明記すること。）を含む工事監理計画書を作成し、次の書類とともに本県に提出して、承諾を得ること。

- | | |
|----------------------|----|
| (a) 工事監理体制届 | 1部 |
| (b) 工事監理者選任届（経歴書を添付） | 1部 |
| (c) 工事監理業務着手届 | 1部 |

③ 施工計画書の提出

事業者は、建設工事の着工前に、詳細工程表を含む施工計画書（既存校舎等の解体・撤去工事に関しては、解体工事施工計画書）を作成し、次の書類とともに本県に提出して、承諾を得ること。

【着工前の提出書類】

- | | |
|---------------------------|----|
| (a) 工事実施体制届 | 1部 |
| (b) 工事着工届 | 1部 |
| (c) 現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付） | 1部 |
| (d) 承諾願（仮設計画書） | 1部 |
| (e) 承諾願（工事記録写真撮影計画書） | 1部 |
| (f) 承諾願（施工計画書） | 1部 |
| (g) 承諾願（主要資機材一覧表） | 1部 |
| (h) 報告書（下請業者一覧表） | 1部 |
| (i) 上記の全てのデジタルデータ | 一式 |

※ ただし、承諾願は、建設業務を行う者が工事監理者に提出し、その承諾

を得た後、工事監理者が本県に提出するものとする。

(4) 建設期間中業務

① 建設工事業務

各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画書に従い建設・工事監理業務を実施すること。事業者は工事現場に工事記録を常に整備すること。工事施工においては、次の事項に留意すること。

- (a) 事業者は、工事監理者を通じて工事進捗状況を本県に月2回報告するほか、本県から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- (b) 事業者は、本県と協議の上、必要に応じて、各種検査・試験及び中間検査を行うこと。なお、検査・試験の項目及び日程については、事前に本県に連絡すること。
- (c) 本県は、事業者や建設業務を行う者が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、必要に応じて、随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。
- (d) 弓道場及び合宿所の改修に当たっては、既存設計図と現状との整合を確認すること。また、改修工事の実施時において、事業者が作成した設計図書と現状とで異なる部分があった場合は本県に報告し、対応方針を協議すること。

② 一般備品の調達・設置業務

- (a) 設計図書に基づき、「資料8 什器・備品リスト（参考仕様）」に示す一般備品の調達・設置及び工事を伴う各種什器・備品の製作及び設置を工事に含めて行うこと。
- (b) 什器・備品の仕様については「資料8 什器・備品リスト（参考仕様）」を踏まえ、事業者の提案により決定するものとする。
- (c) 完成検査後、職員等の当該什器・備品に関する習熟及び訓練期間において、本県からの要請に応じて、メーカー等からの指導員の派遣を受けること。
- (d) 学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号）、「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針について」（平成29年12月、文部科学省）等を参照の上、ICT環境の充実を図ることが望ましい。

③ 産振備品の調達・設置業務

ア 基本事項

- (a) 設計図書に基づき、「資料8 什器・備品リスト（参考仕様）」に示す産振備品の調達・設置を行うこと。
- (b) 産振備品の仕様については、「資料8 什器・備品リスト（参考仕様）」を踏まえ、事業者の提案により決定するものとする。事業者は、機能や教育効果とともに操作及びメンテナンスのしやすさを考慮したものを提案すること。
- (c) 産振備品の機種の選定に当たっては、無償保証期間終了後のメーカー等によるメンテナンス等の対応についても配慮すること。ただし、産振備品の保守については本事業の対象範囲外とする。
- (d) 教育効果を高め、地域の工業教育の拠点校としてふさわしい実習環境を実現するため、産振備品の機種の選定、調達、設置及び調整のみではなく、配置や付帯工事、装置周辺の環境についても配慮し、提案すること。
- (e) 事業者は、新たに調達・設置を行う産振備品に加え、「資料9 移設対象什器・備品リスト」に記載の什器・備品について、移設及び配置を行うこと。
- (f) 産振備品の配置に当たっては、これを使用する教職員や生徒の動線等を配慮し、計画すること。
- (g) 電源工事や据付けのための基礎工事、耐震固定、給排水等が必要な産振備品については、既存校舎からの移設を行う産振備品を含め、遺漏のないように計画すること。
- (h) 大型装置の搬出、搬入に当たっては、発生する音や振動等が授業や近隣住民の生活等の妨げとならないように配慮すること。
- (i) 完成検査後、各産振備品の使用方法及び操作方法の説明を行うこと。また、職員等の当該産振備品に関する習熟及び訓練期間において、本県からの要請に応じて、メーカー等からの指導員の派遣を受けること。
- (j) 既存校舎からの移設を行う産振備品については、既存校舎からの搬出、校舎への移送及び据付けを行い、必要に応じてメーカー等による調整（部品等の交換を含む。）を実施し、授業での使用に支障のないように設置を行うこと。なお、移設の時期については、本県及び本校と協議すること。
- (k) 既存校舎からの移設を行う産振備品について、移設前の設置環境と大きく配置や操作性等が変更となる場合は、変更箇所及び操作方法等の説明を行うこと。

- (1) 学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第 47 号）、
「平成 30 年度以降の学校における I C T 環境の整備方針について」（平成 29 年 12 月、文部科学省）等を参考の上、 I C T 環境の充実を図ることが望ましい。

イ その他

- (a) 計測機器やコンピュータ等の技術進歩は著しいことから、「資料 8 什器・備品リスト（参考仕様）」に示す装置等の仕様については、整備時において相当ランクのスペックのものに読み替えて機種の選定及び調達を行うこと。
- (b) 「資料 8 什器・備品リスト（参考仕様）」に示す産振備品が入手不可能となった場合については、本県と協議を行い、授業等に支障を与えないよう、代替の産振備品を選定し、調達すること。
- (c) その他、必要に応じて本県と協議を行い、授業等に支障のないように計画すること。

④ 工事監理業務

- (a) 工事監理者は、建設・工事監理業務の期間中（既存校舎等の解体・撤去工事期間を含む。）、工事監理の状況を本県に定期的に（毎月 1 回程度）報告するほか、本県の要請があったときには随時報告を行うこと。
- (b) 本県への完成確認報告は、工事監理者が事業者を通じて行うこと。
- (c) 工事監理業務内容は、「民間（旧四会）連合協定建築設計・監理業務委託契約約款」によることとし、「民間（旧四会）連合協定建築監理業務委託書」に示された業務とする。

⑤ 既存校舎等の解体・撤去業務

ア 既存校舎等の解体・撤去工事

- (a) 事業者は、解体工事施工計画書に基づき、既存校舎等を解体・撤去し、関係法令等に規定された方法により、発生する産業廃棄物等を適切に処理すること。また、周辺への騒音や振動には十分配慮すること。
- (b) 解体工事に先立ち、害虫及び害獣の駆除を実施すること。
- (c) 解体・撤去の対象は、原則として、「資料 12 解体工事の留意事項」に【改修】【別途解体】【移設対象物】としているものを除く全てとし、地中埋設物（既存グラウンド中央に残置してある埋設管、浄化槽等）、外構等を含む。

- (d) 解体対象施設にある残置物（什器・備品のうち、建築物に固着されていないものや残置オイル等）は、事業者による解体・撤去工事の着手までに、本県が別途、処理を行うものとする。
- (e) 事業者は、既存校舎等の解体・撤去工事の着工までに、既存施設の図面及び現地を確認した上で、解体・撤去工事の対象範囲、対象物、解体・撤去方法、解体・撤去時期、解体・撤去工事完了後の状態等を明確に記載した解体工事施工計画書を作成し、本県の確認及び承諾を得ること。
- (f) 地下埋設物、配管、排水路等の撤去後は、埋め戻しを行うこと。

イ アスベスト対策工事

- (a) 既存校舎等の解体・撤去業務の実施に当たっては、アスベスト処理を適切に行うこと。
- (b) アスベストの処理に当たっては、アスベストのレベルに応じて、各種法令に従い適切な対策を行うこと。
- (c) アスベスト調査の結果は、「資料 13 既存校舎等のアスベスト含有調査結果」を参照すること。また、必要に応じて事業者の責任において追加調査を実施すること。
- (d) 当該追加調査や解体・撤去工事の過程で新たに非飛散性アスベスト等が発見された場合は、この処理に必要な追加費用を協議の上、本県がこの費用を負担することとする。

ウ その他

- (a) 事業者は、建設工事期間中に「資料 12 解体工事の留意事項」に基づき、石碑等の移設を行うこと。
- (a) 移設方法、場所、時期等については、本県と十分協議の上、工事計画に反映すること。

⑥ 施設利用者への安全対策業務

事業者は、工事期間中も本校での教育活動が継続して行われることを十分念頭に置き、本校の利用者の安全を確保するために、次の事項に留意して十分な対策を講ずること。

- (a) 事業予定地外における工事車両との交通災害を未然に防ぐため、生徒の通学経路と通学時間帯等の傾向を把握し、工事車両と生徒の動線が重複しないよう、車両運行ルート等を計画すること。
- (b) 事業予定地における工事エリアと供用エリアを明確に区分し、施

工すること。

- (c) 事業予定地における工事動線と、本校の利用者の動線を明確に分離すること。サイン（方向指示板等）、カラー舗装、保安柵（バリケード、カラーコーン等）、回転灯、注意灯等を適宜活用し、視認性と誘導性を高めること。
- (d) 適切に交通誘導警備員等を配置し、利用者を安全に誘導すること。

⑦ 近隣対応・対策業務

事業者は、近隣住民等に対して、次の事項に留意して工事を実施すること。

- (a) 工事中における安全対策については万全を期すこと。
- (b) 工事を円滑に推進できるように、必要に応じて、工事の実施状況の説明及び調整を十分に行うこと。

⑧ 電波障害対策業務

本施設の建設に伴うテレビ電波障害が近隣に発生した場合は、事業者は、建設工事期間中にテレビ電波障害対策を行うこと。

⑨ その他

原則として、工事中に第三者に及ぼした損害については、事業者が責任を負うものとするが、本県が責任を負うべき合理的な理由がある場合にはこの限りではない。

事業者は、工事期間中に、次の書類を工事の進捗状況に応じて遅滞なく本県に提出すること。

【工事期間中の提出書類】

- | | |
|-----------------------|----|
| (a) 工事工程表（全期間及び月間） | 1部 |
| (b) 工事報告書（工事進捗状況報告書） | 1部 |
| (c) 工事監理報告書 | 1部 |
| (d) 承諾願（各種施工図） | 1部 |
| (e) 承諾願（機器承諾願） | 1部 |
| (f) 承諾願（残土処分計画書） | 1部 |
| (g) 承諾願（産業廃棄物処分計画書） | 1部 |
| (h) 承諾願（再資源利用（促進）計画書） | 1部 |
| (i) 承諾願（主要工事施工計画書） | 1部 |
| (j) 承諾願（生コン配合計画書） | 1部 |
| (k) 報告書（各種試験結果報告書） | 1部 |
| (l) 報告書（各種出荷証明） | 1部 |

(m) 報告書（マニフェストA・B2・D・E票）	1部
(n) その他必要書類	1部
(o) 上記の全てのデジタルデータ	一式

※ 承諾願については、建設業務を行う者が工事監理者に提出してその承諾を得た後、工事監理者が本県に提出するものとする。

(5) 完成時業務

① 自主完成検査及び完成検査

自主完成検査及び完成検査は、次の「ア 事業者による自主完成検査」及び「イ 本県の完成検査」の規定に基づき実施すること。また、事業者は、本県による完成検査後に、「ウ 完成図書の提出」に基づき必要な書類を本県に提出すること。

ア 事業者による自主完成検査

- (a) 事業者は、事業者の責任及び費用において、自主完成検査及び建築設備、一般備品、産振備品等の試運転を実施すること。
- (b) 自主完成検査及び建築設備、一般備品、産振備品等の試運転の実施については、それらの実施日の7日前までに本県に書面で通知すること。
- (c) 事業者は、本県に対して、自主完成検査及び建築設備、一般備品、産振備品等の試運転の結果を、検査済証その他の検査結果に関する書類の写しを添えて報告すること。

イ 本県の完成検査

本県は、事業者による上記の自主完成検査及び建築設備、一般備品、産振備品等の試運転の終了後、本施設、建築設備、一般備品、産振備品等について、次の方針により完成検査を実施する。

- (a) 本県は、建設業務を行う者及び工事監理者の立会いの下で、完成検査を実施し、当該検査の結果を事業者に通知するものとする。
- (b) 完成検査は、本県が確認した設計図書との照合により実施するものとする。
- (c) 事業者は、建築設備、一般備品、産振備品等の取扱いに関する本県への説明を前項の試運転とは別に実施すること。なお、各建築設備、一般備品、産振備品等の使用方法について操作・運用マニュアルを作成し、本県に提出してその説明を行うこと。

- (d) 事業者は、本県の行う完成検査の結果、是正又は改善を求められた場合、速やかにその内容について是正又は改善し、再検査を受けること。なお、再検査の手続きは完成検査の手続きと同様とする。
- (e) 事業者は、本県による完成検査後、是正事項又は改善事項がない場合には、本県から完成確認通知を受けるものとする。

ウ 完成図書の提出

事業者は、本県による完成検査に必要な次の完成図書を提出すること。また、これら図書の保管場所を校舎内に確保すること。なお、提出時の体裁、部数等については、別途本県の指示するところによる。

【完成時の提出書類】

(a) 工事完了届	1 部
(b) 工事記録写真	1 部
(c) 完成図（建築）	一式（製本図 1 部）
(d) 完成図（電気設備）	一式（製本図 1 部）
(e) 完成図（機械設備）	一式（製本図 1 部）
(f) 完成図（昇降機）	一式（製本図 1 部）
(g) 完成図（一般備品及び産振備品配置表）	一式（製本図 1 部）
(h) 一般備品リスト・カタログ	各 1 部
(i) 産振備品リスト・カタログ	各 1 部
(j) 完成調書	1 部
(k) 完成写真	1 部
(l) 要求水準書との整合性の確認結果報告書	3 部
(m) 事業提案書との整合性の確認結果報告書	3 部
(n) その他必要書類	
(o) 上記の全てのデジタルデータ	一式

第4 維持管理業務

1 維持管理業務総則

(1) 業務の対象範囲

事業者は、本要求水準書、入札時の提案書類、事業契約書、維持管理業務仕様書及び維持管理業務計画書に基づき、本施設及び本施設の建築設備の性能及び機能を常時適切な状態に維持し、利用者の安全確保を最優先として、本施設の運営に支障を及ぼすことがなく、かつ、授業、執務等が快適に行えるよう、次の維持管理業務を実施すること（「資料15 主な維持管理業務項目詳細一覧」参照）。

事業者は、維持管理業務を実施するに当たっては、本要求水準書のほか、最新版の「建築保全業務共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、建築保全センター編集・発行）にも準拠すること。

維持管理業務の対象は、外構を含めた本施設全体とするが、弓道場及び合宿所については、維持管理業務の対象外とする。

維持管理業務の実施に必要と考えられる消耗品は、その都度更新すること。

- (a) 建築物保守管理業務
- (b) 建築設備保守管理業務
- (c) 外構等維持管理業務
- (d) 環境衛生・清掃業務
- (e) 保安警備業務
- (f) 修繕業務
- (g) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(2) 業務期間

業務期間は、第1期建設工事が完了し、新校舎、新体育館等を本県へ引き渡した日から事業期間終了日までとする。

(3) 維持管理業務仕様書

事業者は、維持管理業務の開始に先立ち、本県及び本校と協議の上、業務範囲、実施内容、実施方法並びに本県及び本校による履行確認手続等を明記した維持管理業務仕様書を作成し、維持管理業務開始予定日の1箇月前までに本県及び本校へ提出し、本県の承諾を得ること。

維持管理業務の詳細な内容及びその実施頻度等は、事業者が提案するものとし、事業者は、これらについて維持管理業務開始予定日の4箇月前から本県及び本校と十分に協議を行った上で、維持管理業務仕様書の提出を行うこと。

(4) 維持管理業務計画書

事業者は、毎年度の維持管理業務の実施に先立ち、次の項目について配慮しつつ、実施体制、実施工程その他必要な項目を記載した維持管理業務計画書を作成し、本県及び本校に提出し、本県の承諾を得ること。

なお、維持管理業務計画書は、当該業務実施年度の前年度の2月末日（最初の業務実施年度に係る維持管理業務計画書については、維持管理業務開始予定日の1箇月前）までに本県及び本校へ提出すること。

- (a) 維持管理は、利用者の安全確保を最優先とし、予防保全を基本として、劣化等による危険及び障害の発生の未然防止に努めること。
- (b) 本施設及び本施設の建築設備が有する性能を保つこと。
- (c) 本施設及び本施設の建築設備の財産価値の保全に努めること。
- (d) 合理的かつ効率的な業務実施に努めること。
- (e) 本施設の環境を快適かつ衛生的に保ち、利用者の健康を確保するよう努めること。
- (f) 省資源及び省エネルギーに努めること。
- (g) ライフサイクルコストの削減に努めること。
- (h) 環境負荷を低減し、環境汚染等の発生防止に努めること。
- (i) 故障や不具合（以下「不具合等」という。）によるサービスの中 断時の対応をあらかじめ定め、早期のサービス提供の再開に努めること。
- (j) 上記の項目を実現するための具体的な取組みについて、事業期間中の工程を定め、実施すること。

(5) 業務報告書

事業者は、維持管理業務に係る業務報告書（月次報告書及び年次報告書）を作成し、必要に応じて、各種記録、図面、法定の各種届出、許認可証、設備管理台帳等と併せて本県及び本校に提出すること。

また、本要求水準書との整合性の確認結果報告書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書を、四半期ごとに提出すること。

なお、これら一連の書類については、事業期間を通じて保管し、管理すること。

(6) 各種提案

維持管理業務の実施結果の分析及び評価を基に、各種提案資料を作成し、本県及び本校に提出すること。提案の内容については、本県及び本校と協議の上、翌年度以降の維持管理業務計画書に反映すること。

(7) 業務実施上の留意点

① 法令の遵守

関係法令、関係技術基準等を充足した維持管理業務計画書を作成し、これに基づき業務を実施すること。

② 業務実施体制の届出

事業者は、維持管理業務の実施に当たり、維持管理業務全体を総括する総括責任者、維持管理に係る業務区分ごとの業務責任者及び業務担当者を配置し、その実施体制（総括責任者、業務責任者及び業務担当者の経歴を明示した履歴書並びに名簿等を含む。）を、毎年度の維持管理業務計画書と併せて、本県に届け出ること。

③ 業務担当者

- (a) 事業者は、適切で丁寧な作業を実施できるよう、業務実施に最適と考えられる業務担当者を選定すること。
- (b) 法令等により資格を必要とする業務の場合には、有資格者を業務担当者に選任し、事前にその氏名及び資格を本県に通知すること。
- (c) 業務担当者は、本校の維持管理業務の従事者であることを容易に識別できるようにした上で、作業に従事すること。
- (d) 事業者は、業務担当者が他に不快感を与えないような服装かつ態度で作業を実施するよう、十分指導監督すること。

④ 学校技能員の業務範囲

次の業務については、本校に配置される学校技能員が行う業務であり、事業者は、学校技能員の行う業務との役割分担や連携に配慮して、維持管理業務を実施すること。

- (a) 本施設内の日常清掃業務
- (b) 本施設及び本施設の建築設備の日常点検及び小修繕業務
- (c) 本施設内の植栽の日常管理（消毒等）業務
- (d) 冬期の敷地内の除排雪業務

⑤ 点検及び不具合等への対応

点検及び不具合等への対応は、維持管理業務計画書に従い、適時適切に実施すること。特に、不具合等への対応については、速やかに実施すること。

⑥ 緊急時の対応

- (a) 事故、火災等による非常時及び緊急時の対応について、あらかじ

め本県と協議し、維持管理業務計画書に記載すること。

- (b) 事故、火災等が発生した場合は、維持管理業務計画書に基づき直ちに被害の拡大防止及び復旧に必要な措置を講じるとともに、本県及び関係機関に報告すること。
- (c) 事業者は、設備の異常等の理由で、本県から要請を受けた場合には、業務計画外であっても関連業務の業務責任者又は業務担当者を速やかに現場に急行させ、異常箇所の修理、復旧等の対策を講じさせること。この場合の増加費用は、本県の負担とするが、施設等の瑕疵、保守点検の不良、不備等、事業者の責めに帰すべき事由がある場合には、事業者が負担するものとする。

⑦ 協議等

- (a) 協議が必要と判断される事項については、事業者は、事前に本県と協議すること。
- (b) 事業者は、維持管理に係る各業務の記録を保管し、本県の求めに応じて速やかに提出できるようにしておくこと。

⑧ 関係機関への届出・報告

事業者は、維持管理に係る各業務の責任者に、必要に応じて、関係機関への報告や届出を実施させるとともに、緊急時における関係機関への連絡等を行わせること。

2 建築物保守管理業務

事業者は、本施設の建築物の構造部、屋根、外壁、内壁、天井、床、階段、建具等の各部位について、利用者の安全を確保しつつ、外観・景観上、清潔かつ美しい状態を保ち、仕上げ材についても美観を維持するとともに、破損、漏水等がなく、本施設の完全な運用が可能となるように、設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。

(1) 定期保守点検業務

事業者は、定期的に建築物の状態を判定の上、点検表に記録するとともに、建築物の各部位を常に最良な状態に保つよう努めること。

また、関係法令に基づく法定の点検、調査、検査の実施及び報告書等の作成を行うこと。ただし、建築基準法第12条に基づく点検は、本県が実施する。

(2) 不具合等への対応

- (a) 利用者等の申告等により発見された軽微な不具合等の修理を行うこと。
- (b) 故障、不具合、要望等に対し、迅速に対処すること。
- (c) 故障、不具合、要望等に対しては、現場を調査した上で、初期対応及び処置を行い、速やかに本県及び本校に報告すること。

3 建築設備保守管理業務

事業者は、本施設の建築設備全般について、利用者の安全を確保しつつ、完全な運用が可能となるように、設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。

なお、一般備品及び産振備品の保守管理は、本県が実施するものとする。

(1) 定期保守点検業務

事業者は、建築設備が正常な状況にあるかどうかについて、定期的に観察し、設備の運転、停止、測定等によりその状態を確認して判定の上、点検表に記録するとともに、各設備を常に最良な状態に保つこと。

また、関係法令に基づく点検、調査、検査の実施及び報告書等の作成を行うこと。ただし、建築基準法第12条に基づく点検は、本県が実施する。

また、定期の点検等を実施し、シーズンイン・シーズンアウト調整を行うこと。特に、次の点に十分留意して保守点検を行うこと。

- (a) 常に正常な機能及び性能を維持できるよう、設備系統ごとに適切な点検計画を作成すること。
- (b) 点検により建築設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、又は本施設の運用に支障を及ぼすと考えられる場合には、適切な方法（保守、修繕、更新等）により対応すること。
- (c) 建築設備のビスの緩み、割れ、機械油の漏れ等がないか、定期的に点検・保守し、施設利用の安全性を確保すること。
- (d) 換気扇及びフィルターは、定期的に点検・清掃し、必要に応じて交換すること。特に、除菌フィルターは、目づまりによる風力不足、破損等による除菌効果の低下が生じないように定期的に点検し、必要に応じて交換すること。
- (e) 施設内の温度及び湿度を定期的に測定し、空調設備の作動状況を適正に保つこと。
- (f) ボイラー関係機器を設置する場合は、錆が発生しないよう細心の

注意を払うこと。

- (g) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）（平成 13 年法律第 64 号）に定める機器の帳票作成及び点検を実施すること。
- (h) 昇降機設備は、機能維持に必要な機器・部品の取替、調整等の修理を実施すること。
- (i) 消防法等の関係法令に定める消火栓ホースや消火器の定期的な耐圧性能試験を実施し、更新等を行うこと。
- (j) ガスマーティー、集合装置、圧力調整器及びガス漏れ警報器は、法令及び製造者又は供給業者の定める使用期限内において更新すること。
- (k) 太陽光発電設備は、保守点検及び清掃を行い、発電量の監視及び維持を行うこと。また、事業期間中に 1 回以上、パワーコンディショナー及び発電メーターの交換を行うこと。
- (l) 自家発電設備は、消防法等の関係法令に基づき、定期的な点検及び確認並びに必要な部品交換等を行うこと。

(2) 不具合等への対応

- (a) 利用者等の申告等により発見された軽微な不具合等の修理を行うこと。
- (b) 故障、不具合、要望等に対し、迅速に対処すること。
- (c) 故障、不具合、要望等に対しては、現場を調査した上で、初期対応及び処置を行い、速やかに本県及び本校に報告すること。

4 外構等維持管理業務

事業者は、本敷地内の外構等（グラウンドや工作物等も含む。）に関し、関連法令に従い、美観を保ち、年間を通じて利用者の安全性を確保するよう維持管理すること。

(1) 定期保守点検業務

事業者は、グラウンド、植栽、屋外施設、工作物、舗装面、排水溝、排水樹等が正常な状況にあるかどうかについて、定期的に現場を巡回して観察し、異常を発見したときは正常化のための措置を行うこと。

- (a) グラウンド（グラウンド内に設置する防球ネットや屋外競技器具を含む。）については、安全に利用可能な状態に保つこと。

- (b) 植栽は、整然かつ適切な水準に保つこと。なお、適切な水準に関する内容は、事業者の提案によるものとする。
- (c) 屋外施設（駐輪場等）、工作物（フェンス、門柱、外灯、サイン等）は、機能上、安全上及び美観上、適切な状態に保つこと。
- (d) 舗装面は、歩行者や車両の通行に支障がない状態を保つこと。
- (e) 排水溝や排水柵等は、雨水処理が適切になされるよう維持管理すること。

(2) 植栽管理業務

事業者は、本敷地内の植栽に関し、本校の学校運営や敷地周辺の通行、近隣住民の生活等に支障が生じないよう、必要に応じ、剪定・刈り込み、除草、害虫防除等を行うこと。

また、積雪に備えた雪囲いの設置及び撤去を毎シーズン行うこと。

(3) 不具合等への対応

- (a) 利用者等の申告等により発見された軽微な不具合の修理を行うこと。
- (b) 不具合、要望等に対し、迅速に対処すること。
- (c) 不具合、要望等に対しては、現場を調査した上で、初期対応及び処置を行い、速やかに本県及び本校に報告すること。

5 環境衛生・清掃業務

事業者は、本施設及び敷地を、美しく、かつ心地良く、衛生的に保ち、学校運営が円滑に行われるよう、環境衛生・清掃業務を実施すること。

(1) 環境衛生業務

- (a) 事業者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、「学校環境衛生基準」等の関連法令等に基づき、施設管理上必要な検査・測定、清掃等の業務を行い、給排水、空気環境、騒音、臭気、振動等の管理を適切に行うこと。
- (b) 施設内の害虫の生息状況等を定期的に調査するとともに、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること。また、害虫の駆除を行うこと。なお、駆除作業は、専門技術者の指導のもとに適切に行うこと。
- (c) 本施設の飲料水等の生活用水の水質検査、空気環境測定等を行うこと。
- (d) 受水槽及び排水設備の清掃に伴う廃棄物については、事業者にて

適切に処分すること。

- (e) 関係官公署の立ち入り検査が行われるときには、その検査に立ち会い、協力すること。
- (f) 関係官公署から改善命令を受けたときは、その旨を、関係する事業者に周知するとともに、具体的な改善方法を総括責任者、本県及び本校に具申すること。

(2) 定期清掃業務

- (a) 事業者は、日常清掃では実施しにくい本施設内の床洗浄、床面ワックス塗布等を定期的に行うこと。
- (b) 日常清掃は、主に生徒、教員及び学校技能員にて実施するが、同箇所の清掃は、事業者が実施する定期清掃でも実施すること。
- (c) 本校の教育活動により排出される産業廃棄物、古紙、廃油等の搬出や処分は、本校で行うものとする。

6 保安警備業務

事業者は、本施設を保全し、利用者の安全を確保し、学校運営に支障が生じないよう、本施設の内部から敷地周辺まで、防犯・警備業務及び防火・防災業務を適切に実施すること。

なお、事故、犯罪、火災、災害等が発生した場合は、速やかに現場に急行し、本県、本校及び関係機関へ通報及び連絡を行うこと。

(1) 防犯・警備業務

① 機械警備

- (a) 機械警備は、平日のほか、土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 2 条及び第 3 条に規定する日、並びに 1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日をいう。以下同じ。）も含めて 24 時間体制で実施すること。
- (b) 機械警備の設置箇所は、「資料 7 必要諸室及び仕様リスト」に示す箇所を必須とし、各諸室の特徴や本校の安全確保のあり方を踏まえて事業者が提案し、本県及び本校と協議の上、決定するものとする。
- (c) 機械警備のための警備機器については、適切に作動するように定期的に保守点検・管理を行うこと。

② 巡回警備

- (a) 土曜日、日曜日及び休日の夜間に1回、巡回警備を実施すること。
- (b) 巡回警備を行う警備員は、警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の検定を受け、合格した者とする。

(2) 防火・防災業務

- (a) 緊急時の安全避難手段を確保し、避難経路及び避難装置に明確な表示を施すこと。
- (b) 避難経路からは常時障害物を取り除いておくよう努めること。
- (c) 火の元、消火器、火災報知器等の点検を定期的に行うこと。
- (d) 報知器作動場所、音声・視覚警報装置、緊急照明、避難経路、緊急時の集合場所等を示す平面プランを作成して最新情報に更新し、それぞれ関連場所に目立つように表示すること。
- (e) 火災若しくは災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、防火管理者が定める防災計画等に従い、速やかに対応すること。
- (f) その他、災害発生時又は災害発生の恐れがある場合は、本校の防火管理者の指示に従うこと。

7 修繕業務

事業者は、事業期間中、本施設の建築物、建築設備及び外構が要求水準に示す性能及び機能を保ち、劣化に伴う機能低下を防止するため、必要な修繕又は更新を行うこと。ただし、ここでいう修繕又は更新とは、経常修繕及び計画修繕をいい、大規模修繕を含まないものとする。

(1) 長期修繕（保全）計画の作成

- (a) 事業者は、事業期間全体の長期修繕（保全）計画を作成し、本県及び本校に提出すること。
- (b) 長期修繕（保全）計画は、維持管理業務開始予定日の2箇月前までに提出すること。

(2) 修繕業務

- (a) 事業者は、長期修繕（保全）計画に基づき、施設の運営に支障をきたさないよう、計画的に修繕を行うこと。
- (b) 修繕の実施に当たっては、事業者がその具体的な修繕方法及び修繕費等を提案し、本県及び本校の承諾を得て実施するものとする。

- (c) 事業者は、修繕を実施した場合、修繕箇所について、本県及び本校の立ち会いによる確認を受け、適宜、完成図書に反映するとともに、実施した修繕の設計図及び完成図等の書面を本県及び本校に提出すること。
- (d) 長期修繕（保全）計画は、施設の劣化状況等を踏まえて毎年度、内容を更新し、毎年度の維持管理業務計画書と併せて本県及び本校へ提出すること。

(3) 修繕業務費の計上方法及び支払い方法等

- (a) 事業者は、事業期間全体での修繕業務費として 45,250 千円（税別）を計上し、長期修繕（保全）計画を作成すること。なお、本県から事業者への修繕業務費の支払いは平準化するものとし、その額は毎事業年度 3,000 千円（税別）（令和 5 年度は 250 千円（税別））とする。また、修繕業務費の執行残額が生じた場合は、事業者は事業終了時にその執行残額を本県に返還するものとする。